

## 1. 人口構造及び世帯と年金

### (1) 人口構造

日本人の令和2年の平均寿命(厚生労働省:令和2年簡易生命表による)は、前年を上回り、男81.64年(前年比0.22年増)、女87.74年(同0.30年増)であり、世界でも高い水準となっている。また、65歳の平均余命は、男20.05年(前年比0.23年増)、女24.91年(同0.29年増)である。

人口動態統計によれば、わが国の出生数は、昭和46~49年の第二次ベビーブームには毎年200万人を超えていたが、昭和49年以降、出生数、出生率とも減少傾向を示している。令和2年の出生数は84万人と前年に比べて2万人減少し、合計特殊出生率(15歳から49歳までの女子の年齢別出生率の合計)は1.33(前年比0.03減)となっている。

年齢別人口(総務省統計局:人口推計月報による)をみると、令和3年4月1日現在で65歳以上人口が3,614万人と年々増加しており、総人口の28.7%を占め、4人に1人が65歳以上人口となっている。

将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所、平成29年推計、出生中位(死亡中位)推計)によると、65歳以上人口は、2042年のおおよそ3,935万人をピークに減少を始めるが、65歳以上人口割合は低出生率の影響を受けて2042年以降も上昇を続け、2065年には38.4%の水準に達する。すなわち5人に2人が65歳以上である超高齢社会になると推計されている。

以上のように、日本においては低出生率、平均寿命の着実な伸びを受けて、若年人口が減少し、高齢人口が急速に増加している。このような状況のなかで、老後生活の支柱である公的年金制度はますます重要なものとなっている。

### (2) 世帯と年金

令和元年国民生活基礎調査(厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室)によると、公的年金・恩給受給者のいる世帯は2,678万6千世帯と、全世帯5,178万5千世帯の51.7%を占めている。同様に、65歳以上の者のいる世帯2,558万4千世帯のうち、公的年金・恩給受給者のいる世帯は2,438万世帯となっており、65歳以上の者のいる世帯の95.3%に達している。

高齢者世帯の平均所得金額312万6千円の所得の種類別の構成割合は、公的年金・恩給が63.6%、稼働所得が23%、財産所得が6.5%となっており、公的年金・恩給が6割を占めている。また、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のうち、公的年金・恩給が総所得に占める割合が100%の世帯(すなわち、所得の全てが公的年金・恩給である世帯)は48.4%となっており、公的年金が老後の生活保障において重要な役割を果たしていることが伺える。

## 2. 公的年金制度（総括）

### (1) 加入者数

令和2年度末の公的年金制度の加入者総数は6,756万人であり、総人口1億2,586万人の53.7%を占めている。また、制度別にみると国民年金第1号被保険者数1,449万人（対前年度末4万人減）、厚生年金被保険者数（第1～4号）は4,513万人（同25万人増）、うち第1号厚生年金被保険者数4,047万人（同10万人増）、第2～4号厚生年金被保険者数466万人（同16万人増）、国民年金第3号被保険者数793万人（同27万人減）となっている（表1、図1）。

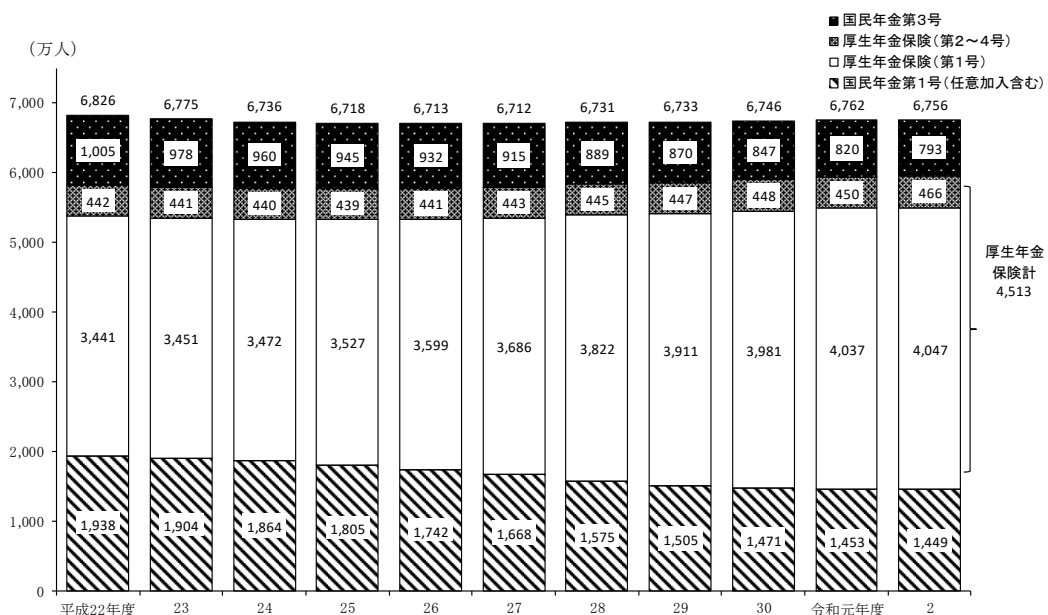
表1 公的年金 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	加入者総数	国民年金第1号被保険者	厚生年金被保険者 (国民年金第2号被保険者等)			国民年金第3号被保険者	総人口	加入者総数／総人口
			厚生年金保険(第1号)	厚生年金保険(第2～4号)				
平成22年度	68,258	19,382	38,829	34,411	4,418	127,706	53.4	
23	67,747	19,044	38,924	34,515	4,410	127,567	53.1	
24	67,356	18,637	39,116	34,717	4,399	127,354	52.9	
25	67,175	18,054	39,667	35,273	4,394	127,136	52.8	
26	67,134	17,420	40,395	35,985	4,409	126,939	52.9	
27	67,119	16,679	41,289	36,864	4,425	126,991	52.9	
28	67,309	15,754	42,665	38,218	4,447	126,761	53.1	
29	67,335	15,052	43,581	39,112	4,469	126,502	53.2	
30	67,462	14,711	44,284	39,806	4,478	126,254	53.4	
令和元年度	67,616	14,533	44,879	40,374	4,505	125,930	53.7	
2	67,558	14,495	45,134	40,472	4,662	125,855	53.7	

- 注1. 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。  
 2. 厚生年金保険（第1号）の被保険者は、平成26年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成27年度以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。  
 3. 厚生年金保険（第2～4号）の被保険者は、平成26年度以前は共済組合の組合員数、平成27年度以降は第2～4号厚生年金被保険者を計上している。  
 4. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で高齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。  
 5. 総人口は翌年度4月1日現在の総人口（確定値）（総務省統計局人口推計月報）である。

図1 公的年金 被保険者数の推移（年度末現在）



## (2) 受給者数

令和2年度末における公的年金の受給者数は、延人数で7,665万人であり、前年度末に比べて76万人の増加となっている。厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数（延人数）は4,967万人であり、前年度末に比べて17万人の増加となっている。

また、基礎年金番号を活用して把握した重複のない公的年金の実受給権者数は、4,051万人となっており、前年度末に比べて10万人増加している（表2、図2）。

表2 公的年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	総数			国民年金	厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2～4号) (共済年金を含む)	福祉年金
平成22年度	61,882	<45,269>	[37,962]	28,343	29,433	4,101	5
23	63,841	<46,184>	[38,667]	29,122	30,479	4,237	3
24	66,216	<46,987>	[39,424]	30,305	31,535	4,373	2
25	68,004	<47,419>	[39,500]	31,397	32,164	4,442	1
26	69,877	<48,009>	[39,906]	32,409	32,932	4,535	1
27	71,580	<48,617>	[40,255]	33,229	33,703	4,646	0
28	72,623	<48,745>	[40,101]	33,858	34,094	4,672	0
29	74,646	<49,591>	[40,769]	34,839	35,060	4,747	0
30	75,429	<49,647>	[40,667]	35,294	35,296	4,839	0
令和元年度	75,897	<49,498>	[40,403]	35,645	35,432	4,819	0
2	76,652	<49,668>	[40,507]	35,961	35,815	4,876	0

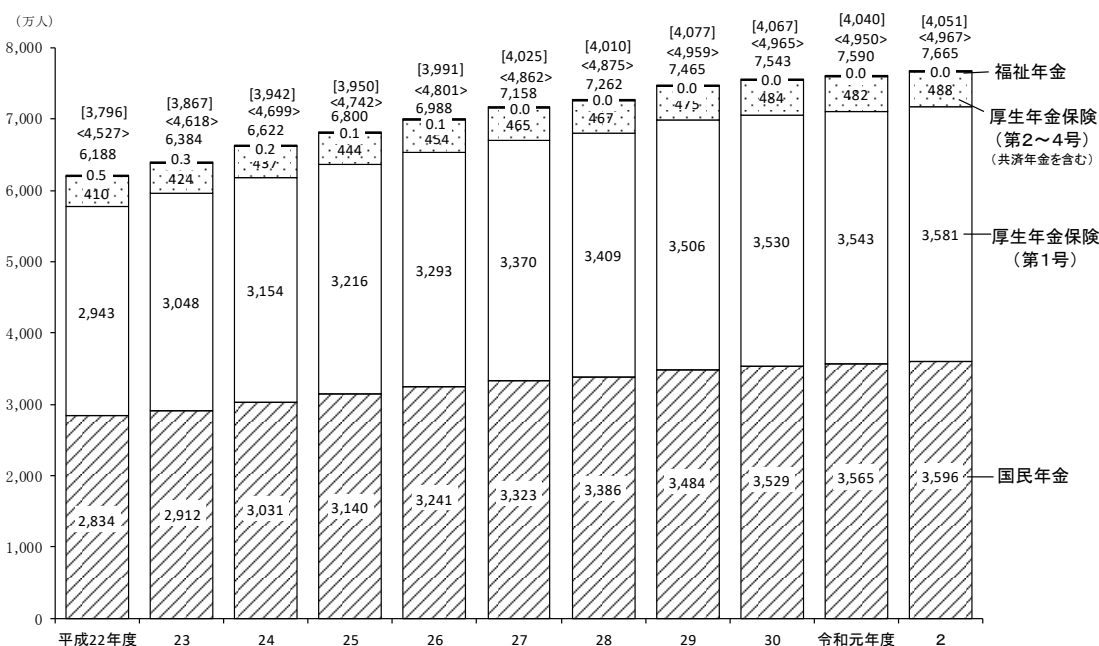
注1. <>内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。

2. [ ]内は重複のない実受給権者数である。

3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

4. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、平成26年度以前は共済年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。

図2 公的年金 受給者数の推移（年度末現在）



注1. <>内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。

2. [ ]内は重複のない実受給権者数である。

令和2年度末における公的年金の受給者数を年金種別別にみると、老齢年金が5,122万人と最も多く、次いで通算老齢年金が1,608万人、遺族年金が678万人、障害年金が256万人、通算遺族年金が2万人となっている（表3）。

**表3 公的年金 制度別受給者数（令和2年度末）**

（単位：千人）

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	35,815	15,530	14,147	468	5,652	18
旧法厚生年金保険	774	263	197	29	268	17
新法厚生年金保険 （再掲）基礎あり	34,690	15,064	13,886	435	5,304	・
旧法船員保険	26,791	14,048	12,377	296	71	・
旧共済組合	18	6	1	1	10	0
（再掲）基礎あり	333	196	63	3	70	0
国民年金計	193	133	59	1	0	・
旧法拠出制	35,961	32,904	928	2,037	91	・
新法基礎年金	681	364	272	36	8	・
（再掲）基礎のみ	35,280	32,540	656	2,001	83	・
（再掲）基礎のみ共済なし	7,950	6,133	118	1,669	30	・
福祉年金	6,825	5,062	117	1,623	24	・
厚生年金保険（第2～4号） （共済年金を含む）	0	0	・	・	・	・
	4,876	2,786	1,004	52	1,034	1
合計	76,652	51,219	16,079	2,558	6,778	19
	<49,668>	<37,038>	<3,644>	<2,260>	<6,707>	<19>

- 注1. 〈 〉内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者である。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
  3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
  4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。
  5. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。
  6. 「基礎あり」は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。
  7. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
  8. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の数である。
  9. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の数である。
  10. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
  11. 厚生年金保険（第2～4号）の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
  12. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

令和2年度末における老齢年金受給者数の推移を制度別にみると、前年度末に比べて、国民年金が28万人(0.9%)、厚生年金保険(第1号)が14万人(0.9%)、厚生年金保険(第2～4号)が5千人(0.2%)といずれも増加している(表4)。

**表4 公的年金 老齢年金受給者数の推移**

(年度末現在、単位：千人)

年度	総数		国民年金			厚生年金保険 (共済年金を含む)			福祉年金
			旧法抛出处	基礎年金	厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2～4号) (共済年金を含む)			
						厚生年金保険 (第2～4号) (共済年金を含む)			
平成22年度	41,413	<32,404>	25,424	1,832	23,592	15,983	13,399	2,584	5
23	42,760	<33,210>	26,273	1,615	24,658	16,484	13,831	2,653	3
24	44,494	<34,146>	27,527	1,412	26,115	16,965	14,246	2,718	2
25	45,781	<34,759>	28,690	1,227	27,463	17,090	14,347	2,743	1
26	47,124	<35,473>	29,768	1,058	28,710	17,355	14,581	2,774	1
27	48,321	<36,113>	30,646	905	29,740	17,675	14,859	2,815	0
28	49,070	<36,332>	31,324	767	30,557	17,746	14,964	2,783	0
29	49,898	<36,707>	31,898	644	31,254	18,000	15,207	2,793	0
30	50,535	<36,975>	32,304	536	31,769	18,230	15,409	2,822	0
令和元年度	50,794	<36,914>	32,623	444	32,179	18,171	15,390	2,781	0
2	51,219	<37,038>	32,904	364	32,540	18,315	15,530	2,786	0

- 注1. 〈 〉内は厚生年金保険(第1号)と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の受給者である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分は控除されていない。
- 注2. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
- 注3. 厚生年金保険(第1号)の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
- 注4. 厚生年金保険(第2～4号)の受給者は、平成26年度以前は共済年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。
- 注5. 国民年金については、旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

### (3) 年金額

令和2年度末の公的年金受給者の年金総額を年金種別別にみると、老齢年金が43兆9千億円と年金総額の約8割を占めて最も多く、次いで遺族年金が7兆円、通算老齢年金が2兆9千億円、障害年金が2兆1千億円となっている（表5）。

表5 公的年金 制度別受給者年金総額（令和2年度末）

（単位：億円）

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	255,715	172,010	24,856	3,221	55,581	48
厚生年金基金代行分除く	247,670	165,192	23,629	3,221	55,581	48
旧法厚生年金保険	8,037	4,136	742	346	2,768	46
厚生年金基金代行分除く	8,006	4,111	736	346	2,768	46
新法厚生年金保険	243,512	164,862	23,971	2,832	51,847	・
（別掲）基礎年金	182,721	99,349	80,166	2,528	677	・
厚生年金基金代行分除く	235,498	158,069	22,750	2,832	51,847	・
旧法船員保険	355	167	3	20	164	1
旧共済組合	3,811	2,845	140	23	802	1
（別掲）基礎年金	1,430	989	431	11	0	・
国民年金計	243,212	222,529	2,148	17,613	923	・
旧法拠出制	2,780	1,799	627	320	35	・
新法基礎年金	240,432	220,730	1,521	17,294	887	・
（再掲）基礎のみ	54,500	39,442	267	14,474	317	・
（再掲）基礎のみ共済なし	46,182	31,589	264	14,084	245	・
福祉年金	0	0	・	・	・	・
厚生年金保険（第2～4号） （共済年金を含む）	61,151	44,884	2,033	537	13,692	3
合 計	560,078 〔552,033〕	439,423 〔432,605〕	29,036 〔27,809〕	21,371 〔21,371〕	70,196 〔70,196〕	51 〔51〕

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者の年金総額は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の年金総額を計上している。
4. 厚生年金保険（第2～4号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。
5. 年金総額には一部支給停止額を含む。
6. 「合計」の〔 〕内の金額は厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
7. 「基礎年金」は併給する基礎年金額（同一の年金種別）である。
8. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
9. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の年金総額である。
10. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。
11. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
12. 厚生年金保険（第2～4号）の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
13. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

令和2年度末における公的年金受給者の年金総額は56兆円であり、前年度末と比べると3,817億円増加している。

令和2年度末の公的年金受給者の年金総額を制度別にみると、国民年金が24兆3千億円、厚生年金保険（第1号）が25兆6千億円、厚生年金保険（第2～4号）が6兆1千億円となっている（表6）。

**表6 公的年金 受給者年金総額の推移**

（年度末現在、単位：億円）

年度	総数	国民年金	厚生年金保険 （共済年金を含む）				福祉年金	総数 ／ 国民 所得 %
			厚生年金保険 （第1号）		厚生年金保険 （第2～4号）			
平成22年度	511,332 [496,045]	185,352	325,960	258,761 [243,474]	67,199	21	14.0	
23	522,229 [506,098]	191,168	331,049	263,023 [246,892]	68,026	13	14.6	
24	532,397 [515,432]	199,912	332,477	263,902 [246,937]	68,575	8	14.9	
25	528,436 [511,155]	206,546	321,886	256,672 [239,390]	65,214	5	14.2	
26	534,031 [517,209]	213,040	320,988	255,993 [239,171]	64,994	3	14.2	
27	545,504 [530,592]	221,751	323,751	258,123 [243,211]	65,628	2	13.9	
28	548,355 [537,175]	227,156	321,198	257,008 [245,827]	64,190	1	14.0	
29	554,108 [544,933]	232,642	321,465	258,091 [248,916]	63,374	0	13.8	
30	555,904 [548,051]	236,380	319,524	256,643 [248,790]	62,881	0	13.8	
令和元年度	556,262 [548,400]	239,742	316,519	254,965 [247,103]	61,554	0	13.9	
2	560,078 [552,033]	243,212	316,866	255,715 [247,670]	61,151	0	14.9	

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者の年金総額は、平成26年度以前は共済年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の年金総額を計上している。
3. [ ] 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
4. 厚生年金保険（第2～4号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。
5. 国民所得は、令和2年度国民経済計算年次推計（内閣府経済社会総合研究所）による。

令和2年度末における受給者の平均年金月額をみると、老齢年金では、厚生年金保険（第1号）が14万6千円、国民年金が5万6千円、厚生年金保険（第2～4号）（基礎年金額を含まない）が13万4千円となっている（表7）。

表7 公的年金 受給者の平均年金月額（令和2年度末）

（単位：円）

	老 齢 給 付		障害年金	遺 族 給 付	
	老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	146,145	62,116	102,477	82,947	22,760
厚生年金基金代行分除く	142,487	61,393	102,477	82,947	22,760
旧法厚生年金保険	131,015	31,399	97,655	86,156	22,842
厚生年金基金代行分除く	130,230	31,149	97,655	86,156	22,842
新法厚生年金保険	146,158	62,494	102,585	82,520	・
（再掲）基礎年金	54,959	48,108	48,386	1,064	・
厚生年金基金代行分除く	142,400	61,761	102,585	82,520	・
基礎あり	151,506	68,421	125,225	141,513	・
（再掲）基礎年金	58,934	53,977	71,149	80,037	・
旧法船員保険	241,511	28,565	176,855	138,469	21,956
旧共済組合	162,648	75,186	112,008	95,115	20,298
旧法	174,792	39,336	117,216	97,140	20,298
新法	156,932	76,339	108,731	94,259	・
（再掲）基礎年金	61,688	58,577	57,914	2	・
基礎あり	157,185	78,114	118,346	170,860	・
（再掲）基礎年金	62,137	61,242	69,032	83,883	・
国民年金計	56,358	19,282	72,039	84,173	・
旧法拠出制	41,134	19,203	73,265	37,208	・
新法基礎年金	56,529	19,315	72,017	88,640	・
（再掲）基礎のみ	53,595	18,833	72,268	87,855	・
（再掲）基礎のみ共済なし	52,006	18,807	72,308	86,889	・
福祉年金	33,375	・	・	・	・
厚生年金保険（第2～4号） （共済年金を含む）	134,279	16,880	86,473	110,300	24,408
（再掲）公務上を除く	134,279	16,880	85,168	112,920	24,408

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 厚生年金保険（第1号）に係る平均年金月額には併給している基礎年金額（同一の年金種別）を含む。
3. 「（再掲）基礎年金」は直前行の平均年金月額のうち同一の年金種別の基礎年金の平均年金月額の再掲である。
4. 「基礎あり」は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の平均年金月額である。
5. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
6. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の平均年金月額である。
7. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の平均年金月額である。
8. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
9. 厚生年金保険（第2～4号）の平均年金月額には併給している基礎年金額を含まない。
10. 厚生年金保険（第2～4号）の平均年金月額には、共済年金の職域加算部分を含む。
11. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。



### 3. 厚生年金保険

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報は含まない。

#### (1) 適用状況

##### ① 事業所数

令和2年度末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は250万9千か所で、前年度末に比べて7万4千か所の増加となっている。令和2年度末の適用事業所数は、制度発足以来最多となっている。（表8）。

**表8 厚生年金保険（第1号） 適用事業所数の推移**

(年度末現在、単位：千か所)

年 度	事 業 所 数					厚生年金基金非加入事業所数			厚生年金基金加入事業所数		
	総 数	(再掲) 強制適用	(再掲) 任意包括適用	(再掲) 船舶所有者数	(再掲) 短時間労働者	総 数	(再掲) 強制適用	(再掲) 任意包括適用	総 数	強制適用	任意包括適用
平成22年度	1,749	1,656	87	4.8	・	1,632	1,548	84	112	109	2.9
23	1,745	1,654	86	4.7	・	1,632	1,548	83	109	106	2.8
24	1,758	1,667	86	4.6	・	1,650	1,566	83	104	101	2.6
25	1,801	1,709	87	4.5	・	1,698	1,613	85	98	96	2.5
26	1,867	1,774	89	4.4	・	1,796	1,709	87	66	65	1.7
27	1,975	1,892	78	4.4	・	1,945	1,867	77	25	24	0.9
28	2,109	2,024	81	4.4	27	2,097	2,016	81	8	8	0.0
29	2,227	2,138	85	4.4	33	2,220	2,135	85	3	3	0.0
30	2,337	2,244	89	4.3	35	2,331	2,242	89	2	2	0.0
令和元年度	2,436	2,339	92	4.2	37	2,430	2,337	92	2	2	0.0
2	2,509	2,410	95	4.1	38	2,505	2,409	95	1	1	0.0

注1. 事業所の総数には任意単独適用（令和2年度末は、463事業所）を含んでいる。

注2. 厚生年金基金非加入事業所数には船舶所有者を含まない。

##### ② 被保険者数

令和2年度末の厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,047万人で、前年度末に比べて10万人増加している。被保険者数の内訳をみると、男子が2,479万人、女子が1,569万人となっている。前年度末と比べると、男子が9万人減少、女子が19万人増加している。令和2年度末の被保険者数は、制度発足以来最多となっている。

短時間労働者数は、53万人となっている。男女別にみると、男子は14万人、女子は39万人となっている（表9、図3）。

**表9 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移**

(年度末現在、単位：千人)

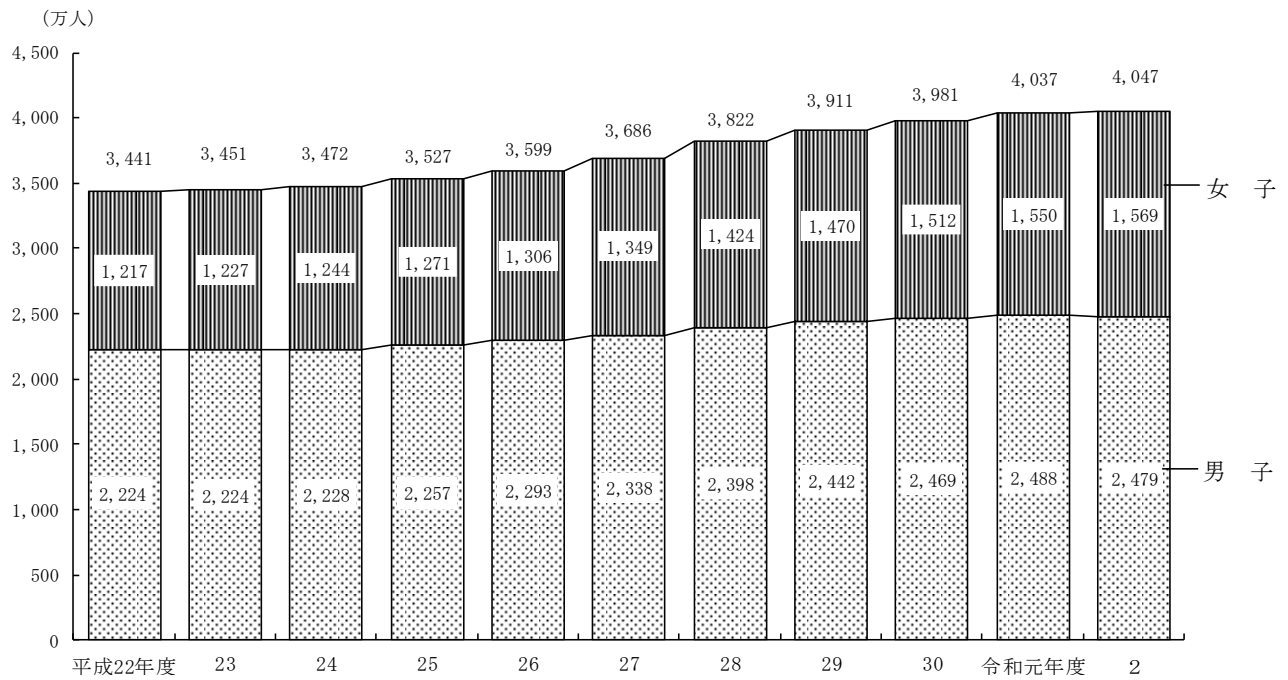
年 度	総 数	男 子				女 子	短時間労働者	男 子		女 子	育児休業等 保険料免除者
		一般男子	坑内員	船員	男 子			女 子			
平成22年度	34,411	22,241	22,186	0.6	54	12,170	・	・	・	180	
23	34,515	22,242	22,188	0.6	53	12,273	・	・	・	197	
24	34,717	22,279	22,226	0.6	53	12,439	・	・	・	214	
25	35,273	22,566	22,513	0.6	52	12,707	・	・	・	234	
26	35,985	22,929	22,876	0.6	52	13,057	・	・	・	301	
27	36,864	23,376	23,323	0.6	52	13,488	・	・	・	332	
28	38,218	23,980	23,927	0.6	52	14,238	291	86	204	355	
29	39,112	24,417	24,364	0.6	52	14,695	383	112	271	385	
30	39,806	24,689	24,637	0.5	52	15,117	435	124	311	410	
令和元年度	40,374	24,877	24,825	0.5	52	15,498	472	129	343	431	
2	40,472	24,787	24,735	0.5	51	15,685	530	138	392	452	

注1. 厚生年金保険（第1号）の被保険者は、平成26年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成27年度以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。

注2. 短時間労働者の男子には坑内員を含む。

注3. 育児休業等保険料免除者数には、平成26年度から産前産後休業期間の保険料免除者を含む。

図3 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移（年度末現在）



注. 男子には船員及び坑内員を含む。

③ 厚生年金基金加入状況

令和2年度末の厚生年金保険（第1号）における厚生年金基金の加入者数は13万人で前年度末に比べて2万7千人減少している。また、厚生年金基金加入者は厚生年金保険（第1号）全被保険者数の0.3%を占めている（表10）。

表10 厚生年金基金加入・非加入別被保険者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

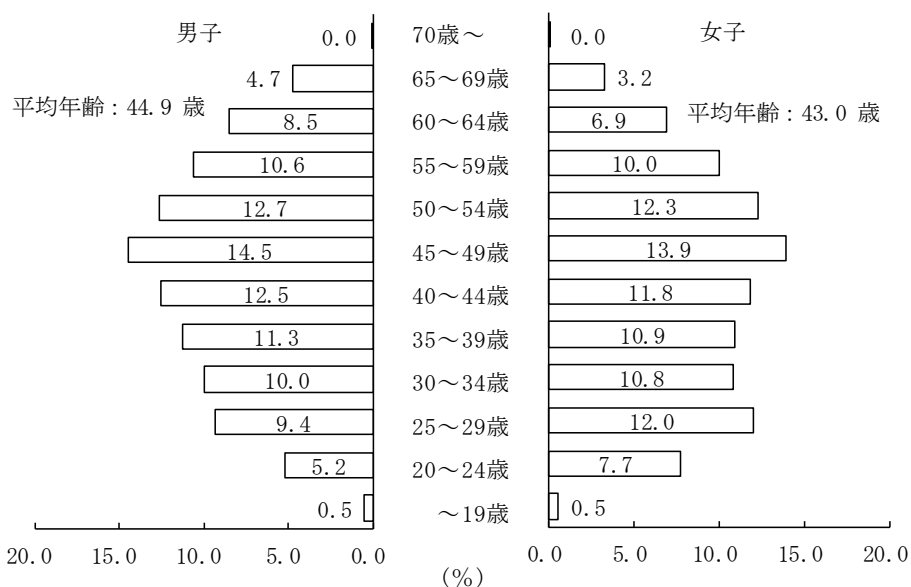
年 度	厚生年金基金非加入			厚生年金基金加入			厚生年金基金加入割合(%)
	総 数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女 子	総 数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女 子	
平成22年度	29,977	19,087	10,835	4,434	3,099	1,335	12.9
23	30,205	19,184	10,967	4,310	3,004	1,306	12.5
24	30,549	19,338	11,158	4,168	2,888	1,280	12.0
25	31,298	19,772	11,473	3,975	2,741	1,234	11.3
26	32,974	20,824	12,098	3,011	2,052	959	8.4
27	35,584	22,499	13,032	1,280	824	456	3.5
28	37,762	23,630	14,079	456	297	159	1.2
29	38,844	24,201	14,590	268	163	105	0.7
30	39,645	24,539	15,053	162	98	64	0.4
令和元年度	40,221	24,732	15,437	154	93	61	0.4
2	40,345	24,659	15,634	127	76	51	0.3

#### ④ 年齢構成

令和2年度末の厚生年金保険（第1号）の被保険者の年齢構成を男女別にみると、男女ともに40代の割合が最も高くなっている。

なお、厚生年金保険の被保険者の平均年齢は、令和2年度末で、男子は44.9歳、女子は43.0歳となっている（図4）。

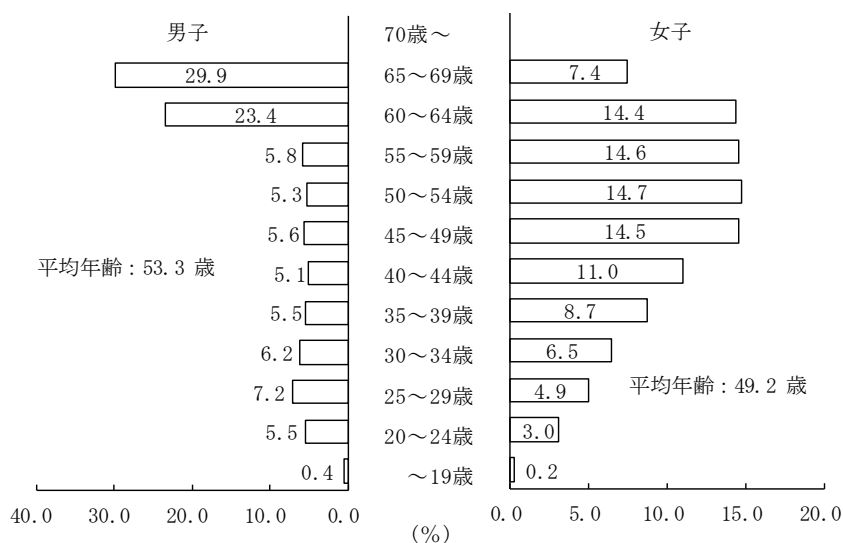
図4 厚生年金保険（第1号） 被保険者の年齢構成（令和2年度末）



注：男子には船員及び坑内員を含む。

令和2年度末現在の短時間労働者の年齢構成は、男子は60～64歳、65～69歳の割合が他の年齢階級と比較して高くなっており、女子は45～64歳の各歳の割合が高くなっている。平均年齢は、男子は53.3歳、女子は49.2歳となっている（図5）。

図5 厚生年金保険（第1号） 短時間労働者の年齢構成（令和2年度末）



注：男子には坑内員を含む。

⑤ 標準報酬月額及び標準賞与額

令和2年度末の標準報酬月額の平均は31万3千円（男子35万5千円、女子24万7千円）であり、前年度末に比べて0.5%減少している。令和2年度の年度平均についても、31万3千円（男子35万5千円、女子24万6千円）と、前年度に比べて0.1%減少している（表11）。

表11 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の平均の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)						標準報酬月額の平均 (年度平均)					
					(再掲) 短時間労働者						(再掲) 短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成28年度	308,133	350,093	237,462	126,946	139,893	121,494	307,896	349,362	237,428	126,062	139,346	120,362
	29	309,994	351,960	240,264	139,312	152,136	134,033	308,352	350,144	238,693	135,560	148,698	130,026
	30	312,678	354,960	243,623	144,795	158,108	139,489	310,870	352,914	241,940	142,997	156,273	137,618
	令和元年度	314,798	357,226	246,693	146,999	160,307	141,984	312,996	355,229	244,951	146,026	159,335	140,866
	2	313,099	355,232	246,518	145,843	158,111	141,537	312,838	354,921	246,025	146,131	158,834	141,572
伸び率 (%)	平成28年度	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.0	・	・	・	△ 0.0	0.1	0.4	・	・	・
	29	0.6	0.5	1.2	9.7	8.8	10.3	0.1	0.2	0.5	7.5	6.7	8.0
	30	0.9	0.9	1.4	3.9	3.9	4.1	0.8	0.8	1.4	5.5	5.1	5.8
	令和元年度	0.7	0.6	1.3	1.5	1.4	1.8	0.7	0.7	1.2	2.1	2.0	2.4
	2	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.8	△ 1.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.1	0.4	0.1	△ 0.3	0.5

- 注1. 男子には船員・坑内員を含む。  
 2. 短時間労働者の男子には坑内員を含む。  
 3. 標準報酬月額の平均（年度平均）は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの被保険者数の合計で割ったものである。

標準賞与額1回当たりの平均は、令和2年度で42万7千円（男子50万4千円、女子29万6千円）であり、前年度に比べて5.5%減少している。

一人当たり標準報酬額（総報酬ベース・年額）は、令和2年度で442万4千円（男子506万8千円、女子340万2千円）であり、前年度に比べて0.6%減少している（表12）。

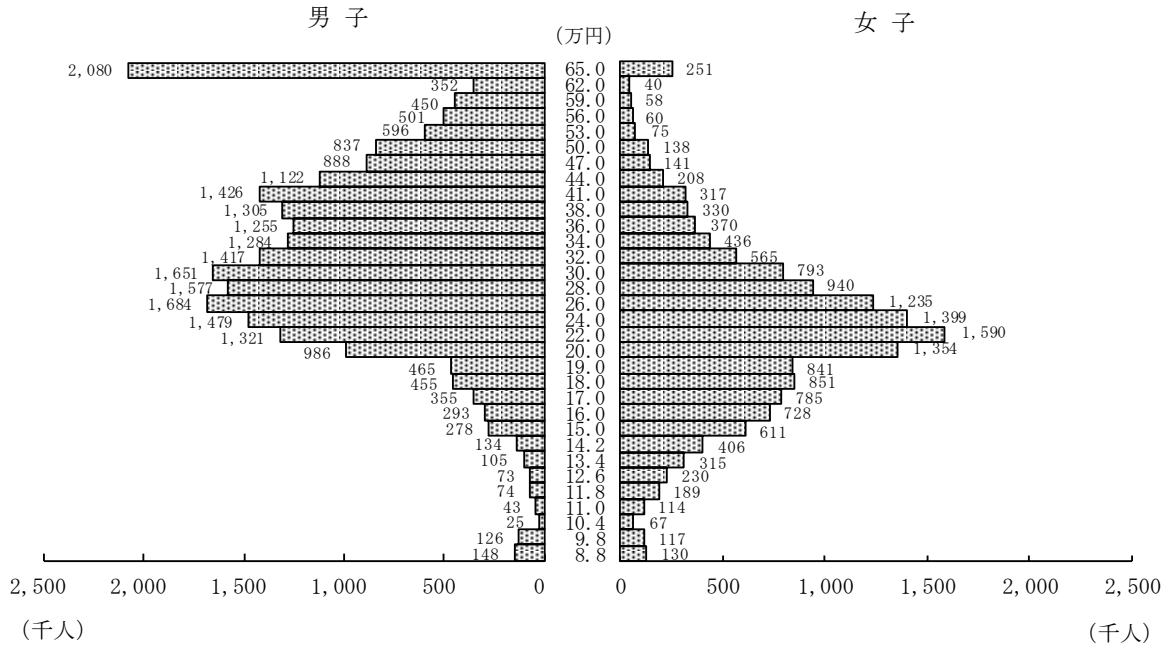
表12 厚生年金保険（第1号） 標準賞与額1回当たりの平均及び一人当たりの標準報酬額の推移

		標準賞与額1回当たりの平均						一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)					
					(再掲) 短時間労働者						(再掲) 短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成28年度	440,335	513,525	304,003	...	...	...	4,375,042	5,012,331	3,292,015	...	...	...
	29	444,626	518,814	308,687	73,474	118,340	52,172	4,386,088	5,030,103	3,312,645	1,683,967	1,884,533	1,599,484
	30	449,984	526,014	313,112	75,952	118,279	57,830	4,424,329	5,074,502	3,358,393	1,776,090	1,972,622	1,696,461
	令和元年度	451,404	527,450	316,599	79,504	120,379	62,719	4,450,343	5,103,451	3,398,066	1,813,728	2,008,934	1,738,059
	2	426,508	504,414	295,861	87,327	114,637	78,030	4,424,204	5,068,255	3,401,652	1,857,558	2,037,255	1,793,057
伸び率 (%)	平成28年度	△ 0.1	0.0	0.3	・	・	・	△ 0.1	△ 0.0	0.3	・	・	・
	29	1.0	1.0	1.5	...	...	...	0.3	0.4	0.6	...	...	...
	30	1.2	1.4	1.4	3.4	△ 0.1	10.8	0.9	0.9	1.4	5.5	4.7	6.1
	令和元年度	0.3	0.3	1.1	4.7	1.8	8.5	0.6	0.6	1.2	2.1	1.8	2.5
	2	△ 5.5	△ 4.4	△ 6.6	9.8	△ 4.8	24.4	△ 0.6	△ 0.7	0.1	2.4	1.4	3.2

- 注1. 男子には船員・坑内員を含む。  
 2. 短時間労働者の男子には坑内員を含む。  
 3. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。  
 4. 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

図6は標準報酬月額別被保険者数の分布をみたものである。男子では上限の第32級（65万円）が208万人と最も多くなっている一方、女子は第15級（22万円）が159万人と最も多くなっている。

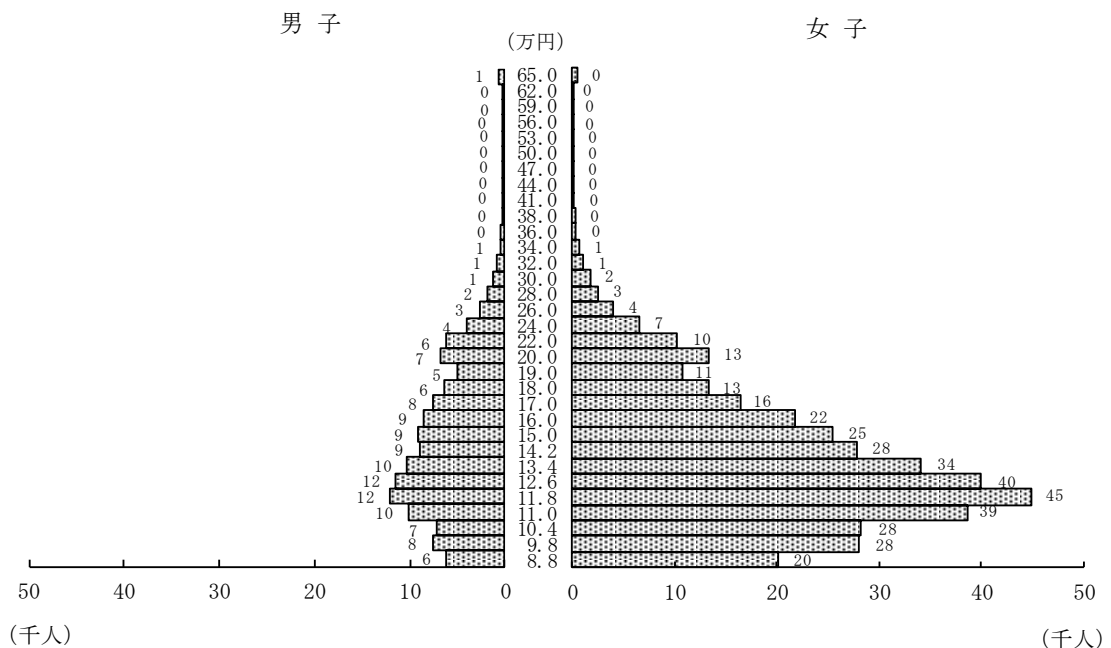
図6 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額別被保険者数（令和2年度末）



注. 男子には船員及び坑内員を含む。

図7は標準報酬月額別短時間労働者数の分布をみたものである。男子では第5級（11.8万円）が1万人と最も多くなっており、女子も第5級（11.8万円）が4万人と最も多くなっている。

図7 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額別短時間労働者数（令和2年度末）



注. 男子には坑内員を含む。

## (2) 受給（権）者数

### ① 受給者数

令和2年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者数は3,581万人で、内訳は旧法厚生年金保険が77万人、旧法船員保険が2万人、新法厚生年金保険が3,469万人、旧共済組合が33万人となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,553万人（全受給者数の43.4%）、通算老齢年金が1,415万人（同39.5%）、障害年金が47万人（同1.3%）、遺族年金が565万人（同15.8%）、通算遺族年金が2万人（同0.0%）となっている。

また、令和2年度末において、老齢基礎年金を併せて受給する老齢厚生年金の受給者数は、老齢相当が1,418万人、通老相当が1,244万人となっている。障害基礎年金を併せて受給する障害厚生年金の受給者数は30万人であり、遺族基礎年金を併せて受給する遺族厚生年金の受給者数は7万人となっている（表13）。

表13 厚生年金保険（第1号） 受給者数（令和2年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険			旧共済組合		
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%		
老 齢 年 金	15,530	43.4	263	0.7	6	0.0	15,064	(14,048)	42.1	196	(133)	0.5
通算老齢年金・25年未満	14,147	39.5	197	0.5	1	0.0	13,886	(12,377)	38.8	63	(59)	0.2
障 害 年 金	468	1.3	29	0.1	1	0.0	435	(296)	1.2	3	(1)	0.0
遺 族 年 金	5,652	15.8	268	0.7	10	0.0	5,304	(71)	14.8	70	(0)	0.2
通 算 遺 族 年 金	18	0.0	17	0.0	0	0.0	・	・	・	0	・	0.0
合 計	35,815	100.0	774	2.2	18	0.0	34,690	(26,791)	96.9	333	(193)	0.9

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。

3. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

4. ( ) 内は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。

5. 割合は、厚生年金保険（第1号）の全受給者数に対するものである。

厚生年金保険（第1号）の受給者数を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が14万人、通算老齢年金が17万人、障害年金が2万人、遺族給付が5万人の増加となっている（表14、図8）。

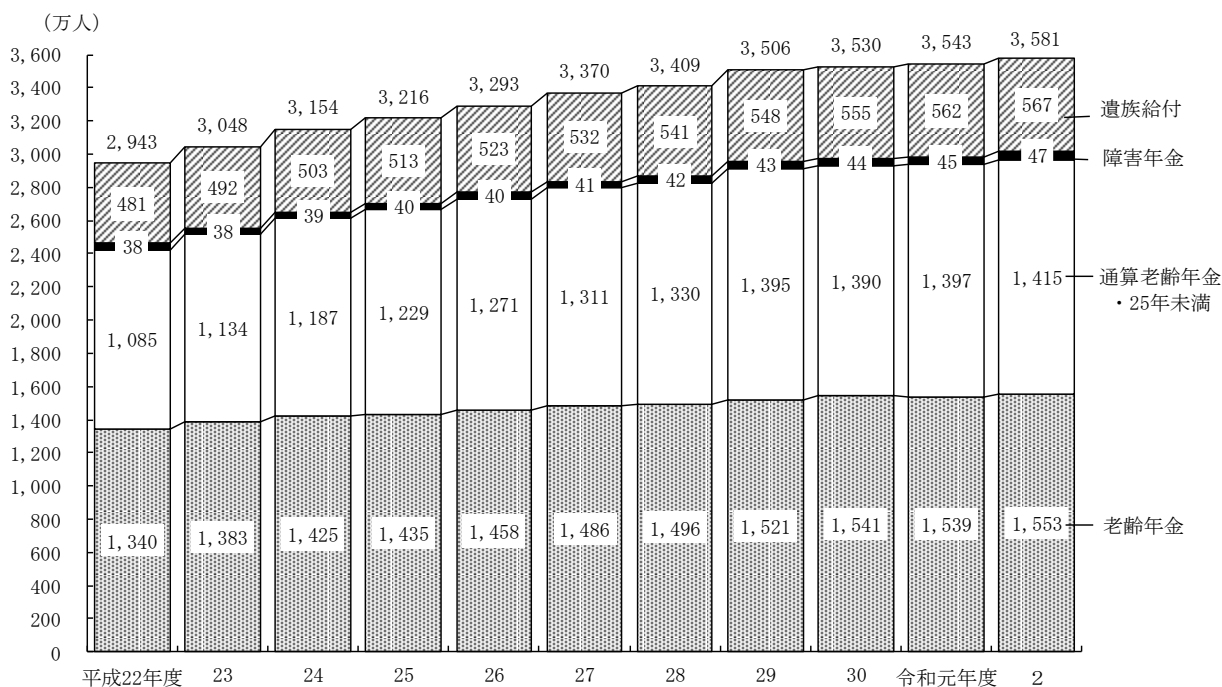
**表14 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移**

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成22年度	29,433	13,399	10,849	377	4,807
23	30,479	13,831	11,339	384	4,924
24	31,535	14,246	11,869	390	5,030
25	32,164	14,347	12,286	397	5,134
26	32,932	14,581	12,715	404	5,232
27	33,703	14,859	13,110	410	5,323
28	34,094	14,964	13,302	419	5,409
29	35,060	15,207	13,948	427	5,478
30	35,296	15,409	13,896	438	5,554
令和元年度	35,432	15,390	13,972	452	5,618
2	35,815	15,530	14,147	468	5,670

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

**図8 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移（年度末現在）**



厚生年金保険（第1号）の老齢給付受給者数を前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が5万人、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が4万人、旧法船員保険の老齢年金が1千人、旧法船員保険の通算老齢年金が2百人、旧共済組合の退職年金が2万人、旧共済組合の通算退職年金が4千人の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢厚生年金のうち老齢相当が21万人、通老相当が22万人の増加となっている（表15）。

**表15 厚生年金保険（第1号） 老齢給付受給者数の推移**

(年度末現在、単位：千人)

年度	合計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当 ・25年未満	退職年金	通算退職年金 ・25年未満
平成22年度	13,399	10,849	1,093	889	25	5	11,891	9,858	391	98
23	13,831	11,339	982	799	23	4	12,457	10,441	371	96
24	14,246	11,869	876	712	20	4	13,000	11,060	350	92
25	14,347	12,286	776	633	18	3	13,223	11,561	330	89
26	14,581	12,715	683	558	16	3	13,573	12,068	309	86
27	14,859	13,110	596	483	14	2	13,960	12,543	290	82
28	14,964	13,302	516	412	12	2	14,166	12,809	270	79
29	15,207	13,948	442	350	10	2	14,504	13,521	251	75
30	15,409	13,896	374	292	8	1	14,794	13,532	232	71
令和元年度	15,390	13,972	315	241	7	1	14,854	13,664	214	67
2	15,530	14,147	263	197	6	1	15,064	13,886	196	63

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた受給者を計上している。
2. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。
3. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

## ② 受給権者数

令和2年度末における厚生年金保険（第1号）の受給権者数は3,768万人で、その内訳を年金種別にみると、老齢年金が1,610万人、通算老齢年金が1,490万人、障害年金が66万人、遺族給付が602万人となっている（表16）。

**表16 厚生年金保険（第1号） 受給権者数の推移**

(年度末現在、単位：千人)

年度	合計				
		老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成22年度	31,982	14,413	11,856	541	5,171
23	33,034	14,840	12,352	553	5,290
24	34,053	15,233	12,862	564	5,393
25	34,555	15,230	13,258	573	5,493
26	35,258	15,422	13,662	584	5,590
27	35,999	15,684	14,042	594	5,678
28	36,257	15,688	14,202	605	5,762
29	37,179	15,900	14,832	616	5,832
30	37,347	16,087	14,723	629	5,907
令和元年度	37,355	15,987	14,754	643	5,970
2	37,684	16,100	14,901	659	6,024

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給権者は、平成26年度以前は厚生年金の受給権者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。



### ③ 在職者にかかる老齢給付の状況

令和2年度末の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は、401 万人となっており、前年度末に比べて7万人（1.9%）の増加となっている。

令和2年度末現在の在職者の老齢給付の受給者数は、366 万人となっており前年度末に比べて9万人（2.5%）の増加となっている（表17）。

**表17 厚生年金保険（第1号） 在職者にかかる老齢給付状況の推移**

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成28年度	364.1 (204.0)	235.8 (144.3)	128.3 (59.7)	319.8 (202.6)	206.8 (143.8)	113.0 (58.8)
29	389.4 (228.5)	249.1 (161.1)	140.3 (67.3)	345.7 (227.1)	221.6 (160.6)	124.1 (66.5)
30	400.3 (248.1)	263.6 (174.4)	136.6 (73.7)	357.5 (246.7)	235.0 (173.8)	122.5 (72.9)
令和元年度	393.1 (266.1)	250.5 (186.4)	142.6 (79.6)	357.3 (264.6)	229.2 (185.8)	128.1 (78.8)
2	400.5 (277.4)	250.7 (193.3)	149.8 (84.1)	366.4 (276.0)	231.8 (192.7)	134.5 (83.3)

注1. 老齢給付(老齢年金及び通算老齢年金・25年未満)の受給権者及び受給者を計上している。

2. 在職者とは、① 厚生年金保険の被保険者

② 適用事業所に使用される70歳以上の者（平成26年度以前は、昭和12年4月2日以降生まれの者に限る）

③ 国会議員もしくは地方公共団体の議会の議員（平成27年度以降に限る）

である老齢給付の受給権者及び受給者である。

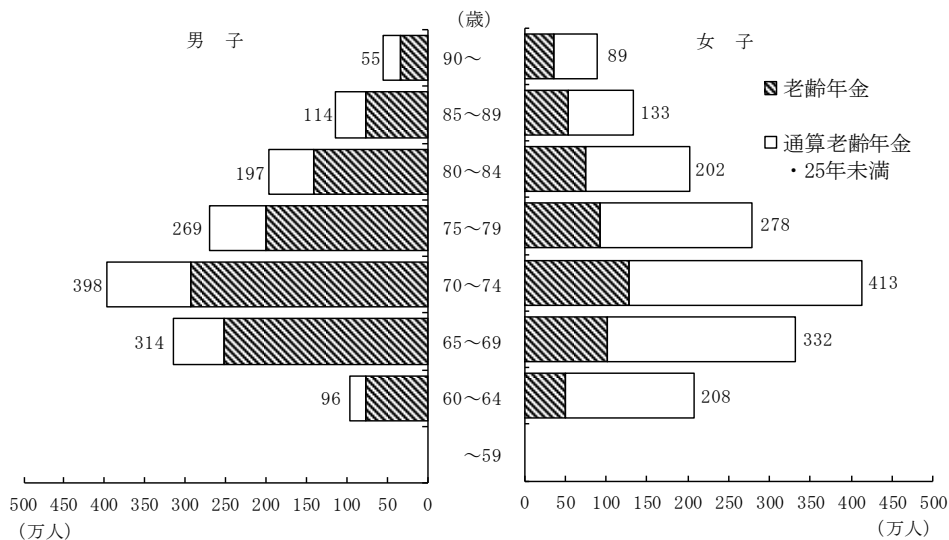
また、本表においては在職者にかかる数値を計上しており、在職老齢年金制度による支給停止の対象とならない者を含む。

3. ( ) 内の数値は、65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済組合を除く）である。

### ④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

図9は、令和2年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給権者3,100 万人の年齢階級別分布を示したものである。男女共に70～74歳が最も多い（男子は398万人、女子は413万人）。

**図9 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の年齢階級別受給権者数（令和2年度末）**

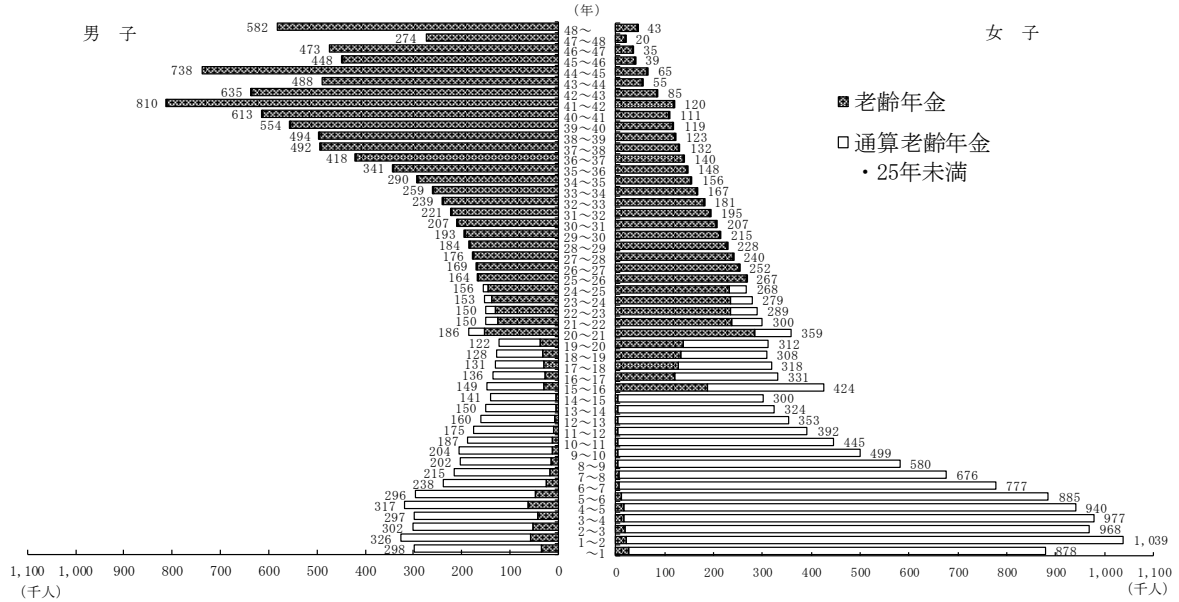


⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

令和2年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図10のとおりである。

男子では41年以上42年未満が最も多く（81万人）、女子では1年以上2年未満が最も多く（104万人）になっている。

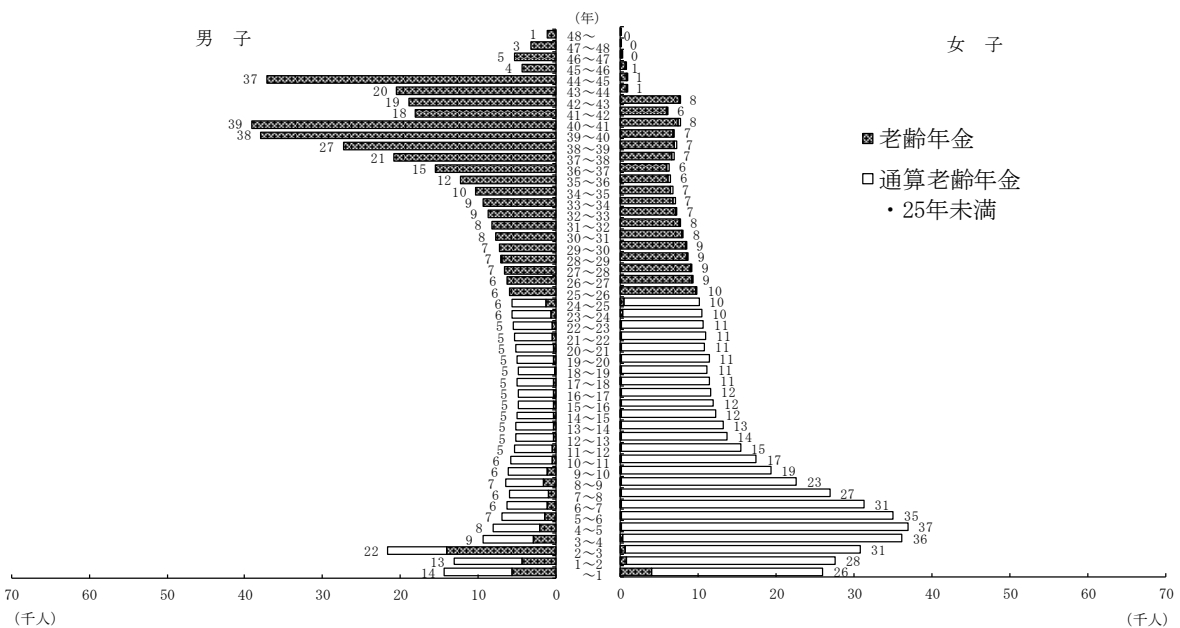
図10 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（令和2年度末）



注1. 老齢年金には、被保険者期間が15年未満の者が存在しているが、これは、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて老齢年金に該当した者等もいるためである。  
 2. 被保険者期間には、年金分割によるみなし被保険者期間を含んでいる。

令和2年度に新規裁定された厚生年金保険（第1号）の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図11のとおりである。

図11 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（令和2年度新規裁定）



注1. 老齢年金には、被保険者期間が15年未満の者が存在しているが、これは、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて老齢年金に該当した者等もいるためである。  
 2. 被保険者期間には、年金分割によるみなし被保険者期間を含んでいる。

## ⑥ 老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ受給の状況

新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者のうち、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含まない受給権者は、繰下げ率が、令和2年度末現在で1.0%となっている（表18）。

**表18 厚生年金保険（第1号）  
新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移**

（年度末現在、単位：人、％）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
平成29年度	25,296,195	59,898	0.2	25,069,286	99.1	167,011	0.7
30	26,047,628	77,560	0.3	25,779,911	99.0	190,157	0.7
令和元年度	26,689,859	102,497	0.4	26,365,725	98.8	221,637	0.8
2	27,272,504	128,171	0.5	26,876,735	98.5	267,598	1.0

注1. 老齢厚生年金受給権者総数には、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含めていない。これは、特別支給の老齢厚生年金は繰下げできないためである。  
2. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されている。

（参考）

（年度末現在、単位：人、％）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
平成28年度	24,081,359	46,310	0.2	23,756,169	98.6	278,880	1.2

注. 平成29年度より、本来と繰下げの分類を変更しており、本表は分類変更前の数値である。  
・ 平成28年度までの本来と繰下げの分類は、平成19年3月以前に本来・繰下げ支給の受給権が発生した受給権者については基礎年金の状況で判定しており、平成28年度以前の数値には、当該受給権者のうち基礎年金のみの繰下げ者が含まれている。  
・ 平成29年度からは、当該受給権者についても老齢厚生年金の状況で繰下げを判定するよう変更し、精緻化した。

受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、繰下げ率が、令和2年度末現在で1.6%となっている（表19）。

**表19 厚生年金保険（第1号）  
新法厚生年金保険（老齢厚生年金）70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移**

（年度末現在、単位：人、％）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
平成28年度	1,353,086	・	・	1,339,282	99.0	13,801	1.0
29	1,789,123	・	・	1,768,519	98.8	20,600	1.2
30	1,767,764	・	・	1,745,969	98.8	21,790	1.2
令和元年度	1,739,862	・	・	1,714,546	98.5	25,314	1.5
2	1,583,026	・	・	1,557,326	98.4	25,698	1.6

注1. 繰上げ下げ状況が不詳の者がいるため、繰上げ、本来、繰下げの和は総数と一致しないことがある。  
2. 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ状況である。  
3. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されており、表中の年度末時点において70歳の者については、老齢厚生年金の繰上げ制度の対象となっていない。

### (3) 年金額

#### ① 年金総額

令和2年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者の年金総額は25兆5,715億円で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が17兆2,010億円で年金総額の67.3%を占めており、通算老齢年金が2兆4,856億円（年金総額の9.7%）、障害年金が3,221億円（同1.3%）、遺族年金が5兆5,581億円（同21.7%）、通算遺族年金が48億円（同0.0%）となっている（表20）。

表20 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額（令和2年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	172,010	67.3	4,136	1.6	167	0.1	164,862	64.5	2,845	1.1
通算老齢年金・25年未満	24,856	9.7	742	0.3	3	0.0	23,971	9.4	140	0.1
障 害 年 金	3,221	1.3	346	0.1	20	0.0	2,832	1.1	23	0.0
遺 族 年 金	55,581	21.7	2,768	1.1	164	0.1	51,847	20.3	802	0.3
通 算 遺 族 年 金	48	0.0	46	0.0	1	0.0	・	・	1	0.0
合 計	255,715	100.0	8,037	3.1	355	0.1	243,512	95.2	3,811	1.5

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該年金の年金総額を計上している。

4. 割合は、厚生年金保険（第1号）の受給者の年金総額全体に対するものである。

令和2年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者の年金総額を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が24億円の減少、通算老齢年金が372億円の増加、障害年金が82億円の増加、遺族給付が320億円の増加となっている（表21、図12）。

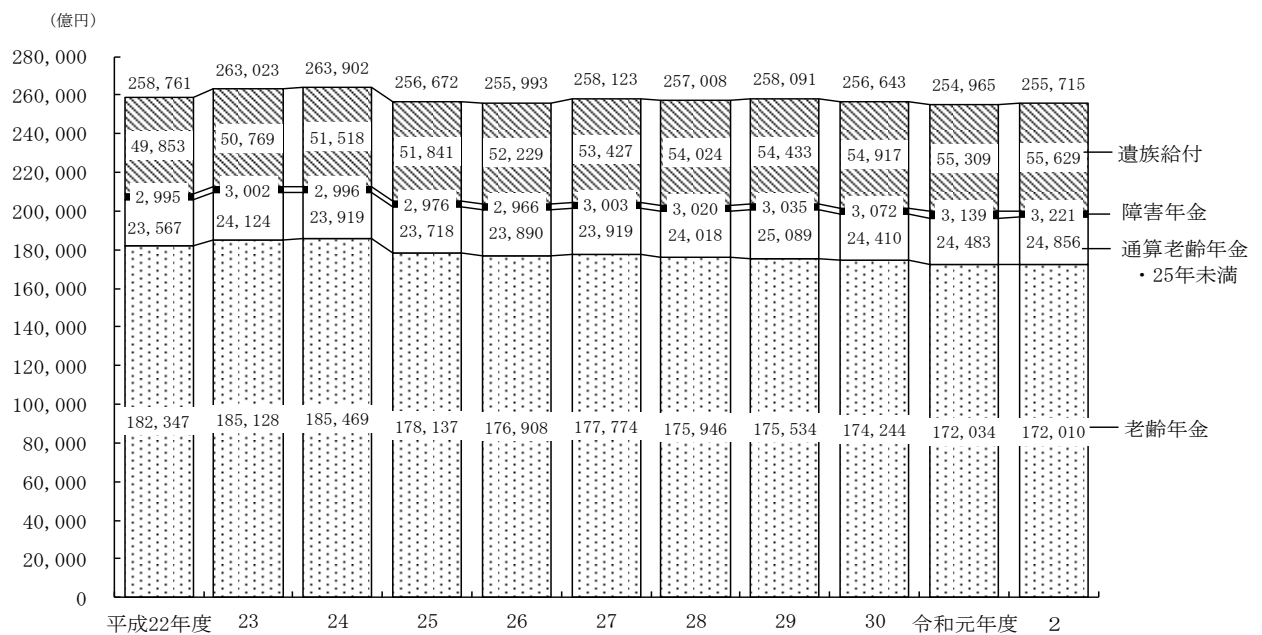
表21 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年度	合計		老齢年金		通算老齢年金 ・25年未満		障害年金	遺族給付
平成22年度	258,761	(243,474)	182,347	(168,073)	23,567	(22,555)	2,995	49,853
23	263,023	(246,892)	185,128	(170,072)	24,124	(23,048)	3,002	50,769
24	263,902	(246,937)	185,469	(169,656)	23,919	(22,768)	2,996	51,518
25	256,672	(239,390)	178,137	(162,062)	23,718	(22,511)	2,976	51,841
26	255,993	(239,171)	176,908	(161,320)	23,890	(22,656)	2,966	52,229
27	258,123	(243,211)	177,774	(164,093)	23,919	(22,688)	3,003	53,427
28	257,008	(245,827)	175,946	(165,869)	24,018	(22,914)	3,020	54,024
29	258,091	(248,916)	175,534	(167,485)	25,089	(23,964)	3,035	54,433
30	256,643	(248,790)	174,244	(167,493)	24,410	(23,308)	3,072	54,917
令和元年度	254,965	(247,103)	172,034	(165,326)	24,483	(23,330)	3,139	55,309
2	255,715	(247,670)	172,010	(165,192)	24,856	(23,629)	3,221	55,629

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
- 注2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
- 注3. ( ) 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
- 注4. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

図12 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額の推移（年度末現在）



厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給者年金総額について、前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が889億円、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が165億円、旧法船員保険の老齢年金が36億円、旧法船員保険の通算老齢年金が1億円、旧共済組合の退職年金が316億円、通算退職年金が11億円の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢相当が1,216億円、新法厚生年金保険の通老相当が549億円の増加となっている（表22）。

**表22 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の受給者年金総額の推移**

(年度末現在、単位：億円)

年度	合計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当 ・25年未満	退職年金	通算退職年金 ・25年未満
平成22年度	182,347 (168,073)	23,567 (22,555)	19,850 (19,556)	3,494 (3,436)	726	17	154,567 (140,587)	19,786 (18,831)	7,204	270
23	185,128 (170,072)	24,124 (23,048)	17,582 (17,321)	3,115 (3,062)	651	15	160,188 (145,394)	20,738 (19,714)	6,706	256
24	185,469 (169,656)	23,919 (22,768)	15,487 (15,257)	2,759 (2,712)	581	13	163,189 (147,606)	20,905 (19,800)	6,212	242
25	178,137 (162,062)	23,718 (22,511)	13,434 (13,233)	2,414 (2,372)	508	11	158,499 (142,625)	21,066 (19,901)	5,696	227
26	176,908 (161,320)	23,890 (22,656)	11,601 (11,438)	2,098 (2,062)	447	10	159,643 (144,217)	21,570 (20,371)	5,217	213
27	177,774 (164,093)	23,919 (22,688)	10,083 (9,964)	1,828 (1,801)	393	8	162,631 (149,070)	21,882 (20,677)	4,666	202
28	175,946 (165,869)	24,018 (22,914)	8,603 (8,527)	1,557 (1,540)	340	7	162,737 (152,736)	22,265 (21,178)	4,266	189
29	175,534 (167,485)	25,089 (23,964)	7,256 (7,205)	1,317 (1,305)	292	6	164,106 (156,108)	23,591 (22,477)	3,880	176
30	174,244 (167,493)	24,410 (23,308)	6,050 (6,013)	1,097 (1,088)	243	4	164,443 (157,728)	23,146 (22,052)	3,508	163
令和元年度	172,034 (165,326)	24,483 (23,330)	5,024 (4,994)	907 (900)	203	3	163,646 (156,967)	23,422 (22,275)	3,161	151
2	172,010 (165,192)	24,856 (23,629)	4,136 (4,111)	742 (736)	167	3	164,862 (158,069)	23,971 (22,750)	2,845	140

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該年金の年金総額を計上している。
4. ( ) 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

## ② 平均年金月額

令和2年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給者平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が14万6千円、通算老齢年金が6万2千円となっている（表23）。

**表23 厚生年金保険（第1号） 受給者平均年金月額の推移**

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金	(再掲)		通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
平成28年度	147,927	155,341	73,805	59,837	102,398	84,694
29	147,051	153,861	72,228	59,621	102,890	84,180
30	145,865	153,049	69,095	60,687	102,855	83,704
令和元年度	146,162	152,109	66,574	61,509	102,711	83,285
2	146,145	151,543	66,934	62,116	102,477	82,947

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
3. 「遺族年金」には、通算遺族年金を含まない。
4. 平均年金月額には基礎年金月額を含む。

男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成13年度から段階的に引き上げられたことにより、原則として定額部分のない報酬比例部分のみの年金となったため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

また、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成25年度に61歳、平成28年度に62歳、令和元年度に63歳に引き上げられた。そのため、老齢年金受給権者数は、平成28年度から平成30年度の60歳・61歳と令和元年度から令和2年度の60歳・61歳・62歳で少なくなっている。なお、これらの者（平成30年度から令和2年度の60歳を除く）には、支給開始年齢が遅れて引き上がる、年金額が比較的高い坑内員や船員の受給権者が含まれていることなどにより、平均年金月額が高くなっている。また、平成30年度から令和2年度の60歳の受給権者については、平成30年度から坑内員・船員に関する特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が61歳に引き上がり、平成30年度から令和2年度の60歳の受給権者に坑内員・船員の受給権者は含まれていない（繰上げを選択した者を除く）。そのため、平成30年度から令和2年度の60歳の平均年金月額は、平成29年度の60歳と比較して低くなっている（表24）。

**表24 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（男子）**

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成28年度	0.6	1.3	41.4	42.4	47.3	916.8
29	0.5	1.0	33.4	42.6	43.2	942.1
30	0.4	1.0	32.3	42.7	43.5	961.7
令和元年度	0.5	1.0	1.4	40.6	44.2	979.0
2	0.4	1.1	1.4	31.8	42.1	994.8

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成28年度	121,853	120,670	92,332	100,742	103,399	176,655
29	114,597	119,480	89,199	95,274	102,572	174,535
30	96,673	112,496	87,404	90,957	97,209	172,742
令和元年度	92,548	109,765	114,206	89,364	92,916	171,305
2	92,271	104,007	113,300	90,544	91,322	170,391

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

注2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度から段階的に引き上げられ、平成30年度からは定額部分のない報酬比例部分のみの年金となったため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成28年度及び平成29年度は63歳までと64歳以降で、平成30年度から令和2年度は64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

また、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成30年度に61歳に引き上げられた。そのため、老齢年金受給権者数は、平成30年度から令和2年度の60歳で少なくなっている。なお、平成30年度から令和2年度の60歳の受給権者は、繰上げを選択した者であり、基礎年金も同時に繰上げが行われるため、平均年金月額が高くなっている。（表25）。

**表25 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（女子）**

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成28年度	9.2	12.7	15.4	15.9	18.2	447.6
29	8.7	11.4	14.5	15.7	16.3	460.4
30	0.1	11.3	13.3	15.6	16.0	470.8
令和元年度	0.1	10.3	11.7	14.3	16.0	479.6
2	0.1	10.1	12.9	13.4	14.7	487.2

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成28年度	53,381	53,326	49,449	51,952	97,761	108,964
29	53,034	54,522	49,299	50,272	99,889	108,776
30	81,956	54,154	50,006	48,378	51,026	108,756
令和元年度	82,643	54,108	54,689	49,105	49,117	108,813
2	82,547	54,791	54,887	50,889	49,926	109,205

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

注2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。



表 26 は厚生年金保険（第 1 号）の老齢年金受給権者の給付状況の推移を示したものである。令和 2 年度末における受給権者数は 1,610 万人であり、前年度末と比べると、受給権者数は 11.3 万人増加している。平均年金月額額は 14 万 4 千円で前年度末とおおよそ同水準となっている。

**表26 厚生年金保険（第 1 号） 老齢年金の受給権者数及び平均年金月額の推移**

(年度末現在)

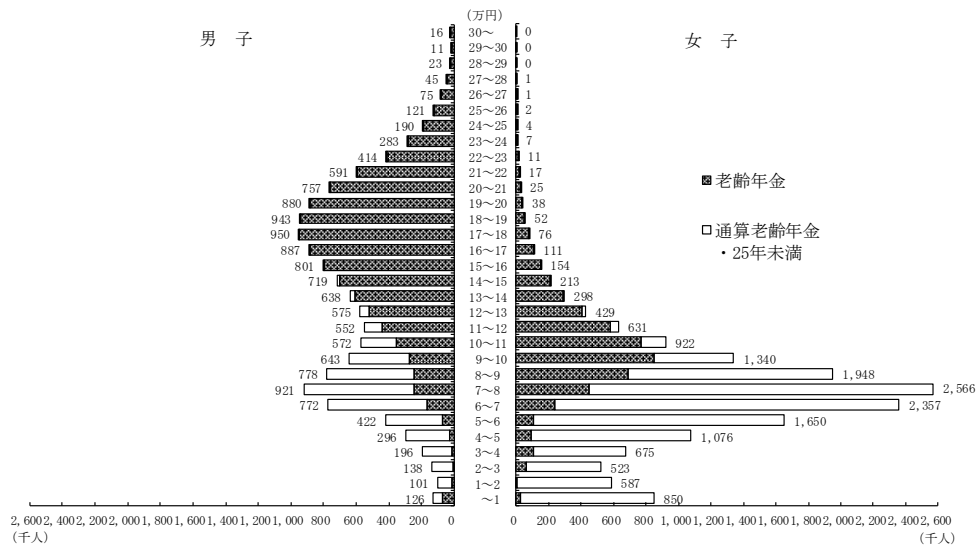
年 度	合 計		旧法厚生年金保険 老齢年金		旧法船員保険 老齢年金		新法厚生年金保険 老齢厚生年金(老齢相当)		旧共済組合 退職年金・ 退職共済年金(退年相当)	
	受給権 者数	平均年金月額	受給権 者数	平均年金月額	受給権 者数	平均年 金月額	受給権 者数	平均年金月額	受給権 者数	平均年金月額
	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円
平成22年度	14,413	150 (141)	1,094	151 (149)	25	240	12,900	149 (139)	394	169
23	14,840	149 (140)	983	149 (147)	23	240	13,461	149 (138)	374	167
24	15,233	148 (139)	877	147 (145)	20	240	13,982	148 (137)	353	179
25	15,230	146 (136)	777	144 (142)	18	238	14,102	145 (134)	333	176
26	15,422	145 (136)	684	141 (139)	16	237	14,410	144 (134)	313	174
27	15,684	145 (137)	597	141 (139)	14	239	14,781	145 (137)	293	169
28	15,688	146 (140)	516	139 (138)	12	240	14,887	145 (139)	273	168
29	15,900	145 (140)	443	137 (136)	10	241	15,194	145 (140)	253	166
30	16,087	144 (140)	375	135 (134)	8	241	15,470	144 (140)	234	165
令和元年度	15,987	144 (141)	316	133 (132)	7	241	15,448	144 (140)	216	163
2	16,100	144 (141)	263	131 (130)	6	241	15,632	144 (141)	199	162

- 注 1. 厚生年金保険（第 1 号）の受給権者は、平成26年度以前は厚生年金の受給権者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢相当」としている。また、新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」としている。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧 J R 共済、旧 N T T 共済、旧 J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給権者を計上している。
4. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。
5. ( ) 内は、厚生年金基金代行分を含まない平均年金月額である。

### ③ 年金月額階級別受給権者数

令和 2 年度末における厚生年金保険（第 1 号）の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみたものが図 13 である。男子は、通算老齢年金を中心とした 7 ～ 8 万円をピークとする山と、老齢年金を中心とした 17 ～ 18 万円をピークとする山に分かれているが、女子では通算老齢年金を中心とした 7 ～ 8 万円がピークとなっている。

**図13 厚生年金保険（第 1 号） 老齢給付の年金月額階級別受給権者数（令和 2 年度末）**



注. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

令和2年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表27、図14である。男子は、15～20万円が男子全体の41.5%を占めており、より詳細にみると17～18万円をピークとする山型となっている。女子は、5～10万円が43.4%と半数近くを占めており、より詳細にみると9～10万円をピークとする山型となっている。男子に比べ女子の分布は低い方に偏っている。

表27 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和2年度末）

年金月額	合計		男子		女子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合計	16,100	100.0	10,716	100.0	5,384	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	431	2.7	131	1.2	301	5.6
5 ～ 10	3,326	20.7	991	9.2	2,335	43.4
10 ～ 15	4,874	30.3	2,621	24.5	2,253	41.8
15 ～ 20	4,875	30.3	4,448	41.5	428	7.9
20 ～ 25	2,298	14.3	2,234	20.9	64	1.2
25 ～ 30	279	1.7	275	2.6	4	0.1
30 ～	17	0.1	16	0.2	0	0.0
平均年金月額（円）	144,366		164,742		103,808	

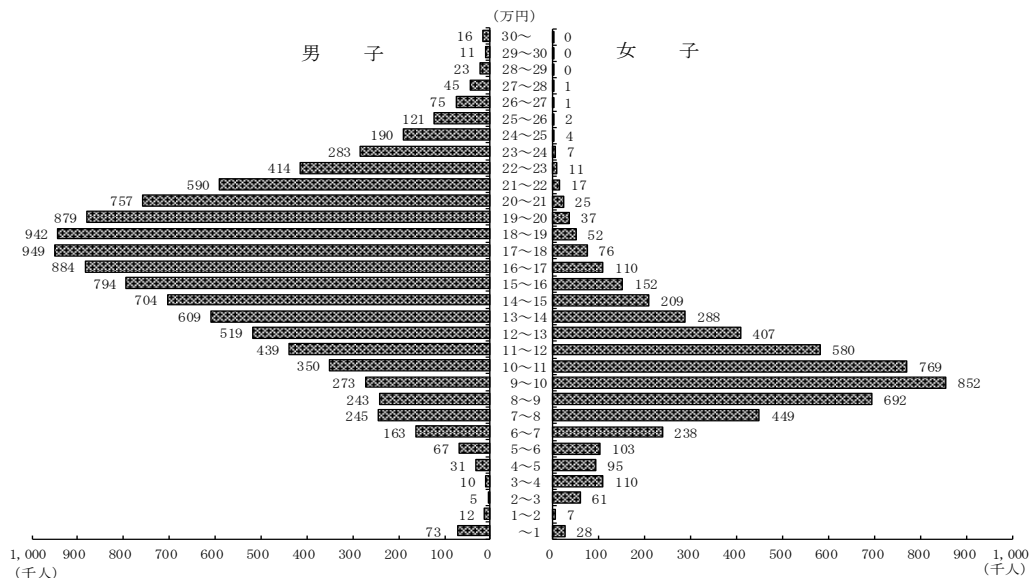
注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 本表においては、

- ・厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること
- ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

図14 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和2年度末）



注1. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

2. 本表においては、

- ・厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること
- ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

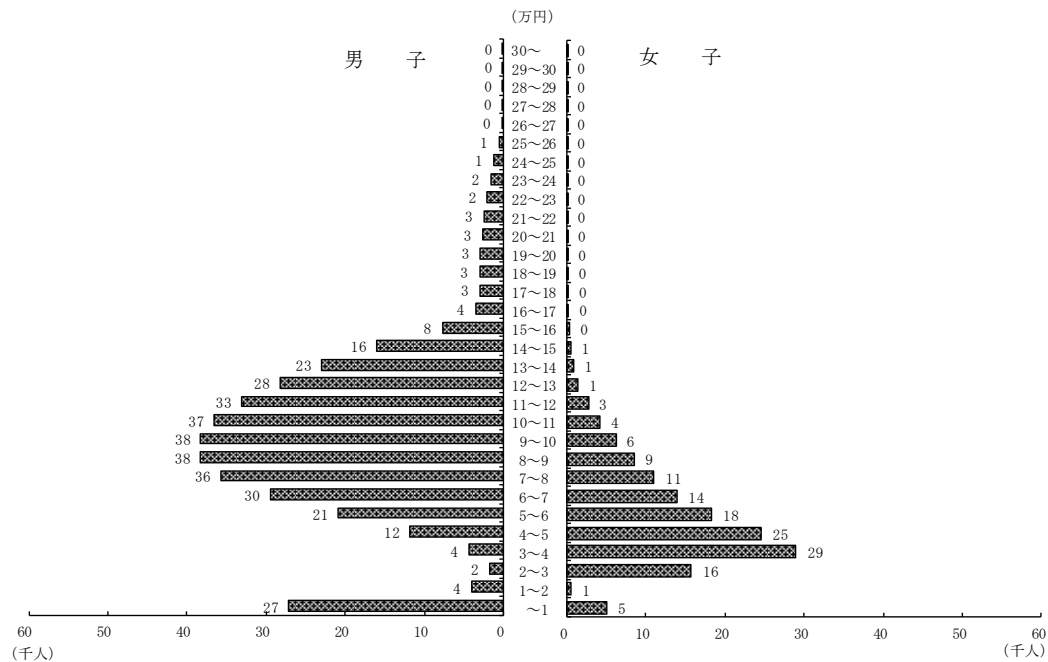
令和2年度に新規裁定された厚生年金保険（第1号）の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表28、図15である。男子は、月額5～10万円が42.8%を占めているが、より詳細にみると8～10万円をピークとする山型となっている。女子は、月額5万円未満が52.0%を占めており、より詳細にみると3～4万円がピークとなっている。

表28 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和2年度新規裁定）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	524	100.0	380	100.0	144	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	124	23.6	49	12.9	75	52.0
5 ～ 10	221	42.1	163	42.8	58	40.2
10 ～ 15	147	28.1	137	36.1	10	6.9
15 ～ 20	21	4.1	20	5.3	1	0.8
20 ～ 25	10	2.0	10	2.6	0	0.1
25 ～ 30	1	0.2	1	0.2	0	0.0
30 ～	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平均年金月額（円）	83,956		94,841		55,226	

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。
3. 本表においては、
- ・厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること
  - ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

図15 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和2年度新規裁定）



- 注1. 年金月額には、基礎年金月額を含む。
2. 本表においては、
- ・厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること
  - ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

#### ④ 雇用保険

令和2年度末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険(第1号)の受給権者数は4万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は16万人となっている(表29)。

表29 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整状況の推移

【失業給付】										(年度末現在)
年 度	件 数			総停止年金額			平均停止月額			
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円	
平成28年度	44,003	27,690	16,313	26,458,577	23,119,550	3,339,028	50,108	69,579	17,057	
29	42,203	25,601	16,602	26,266,500	22,712,315	3,554,185	51,865	73,930	17,840	
30	35,189	21,797	13,392	21,756,620	19,195,142	2,561,477	51,523	73,386	15,939	
令和元年度	30,402	17,918	12,484	17,891,272	15,533,381	2,357,891	49,041	72,243	15,739	
2	39,623	22,992	16,631	23,192,102	20,005,555	3,186,547	48,777	72,509	15,967	

【高年齢雇用継続給付】										(年度末現在)
年 度	件 数			高年齢雇用継続給付による停止総額			平均停止月額			
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円	
平成28年度	271,117	259,729	11,388	34,084,985	32,991,245	1,093,740	10,477	10,585	8,004	
29	251,163	240,134	11,029	32,708,074	31,650,604	1,057,470	10,852	10,984	7,990	
30	244,415	235,266	9,149	32,375,392	31,530,780	844,612	11,038	11,168	7,693	
令和元年度	187,445	179,731	7,714	24,763,945	24,073,330	690,614	11,009	11,162	7,461	
2	160,592	152,516	8,076	21,104,082	20,355,184	748,897	10,951	11,122	7,728	

### ⑤ 離婚等に伴う年金分割の状況

表 30 は厚生年金保険（第 1 号）における離婚等に伴う保険料納付記録の分割件数の推移を示したものである。令和 2 年度に分割された件数は 3 万件で、前年度と比べ 4 百件増加している。分割件数のうち、3 号分割のみの件数は 9 千件で、前年度と比べ 1 千件増加している。

**表30 厚生年金保険（第 1 号） 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移**

	総 数（件）	【参考】		
		離婚分割	3 号分割のみ	
平成28年度	26,682	21,946	4,736	離婚件数（組） 219,351
29	26,063	20,479	5,584	214,069
30	28,793	21,841	6,952	212,871
令和元年度	29,391	21,485	7,906	213,349
2	29,781	20,695	9,086	192,062

- 注 1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。  
 2. 3 号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第 3 号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。  
 3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ 3 号分割を行った件数を含む。  
 4. 離婚件数は、「人口動態統計速報」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）による年度累計である。

#### <離婚分割に係る状況>

図 16 は令和 2 年度における離婚分割者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（第 1 号改定者）、納付記録の分割を受けた者（第 2 号改定者）ともに 45～49 歳の割合が最も高くなっている。

**図16 厚生年金保険（第 1 号） 離婚分割者の年齢構成（令和 2 年度）**

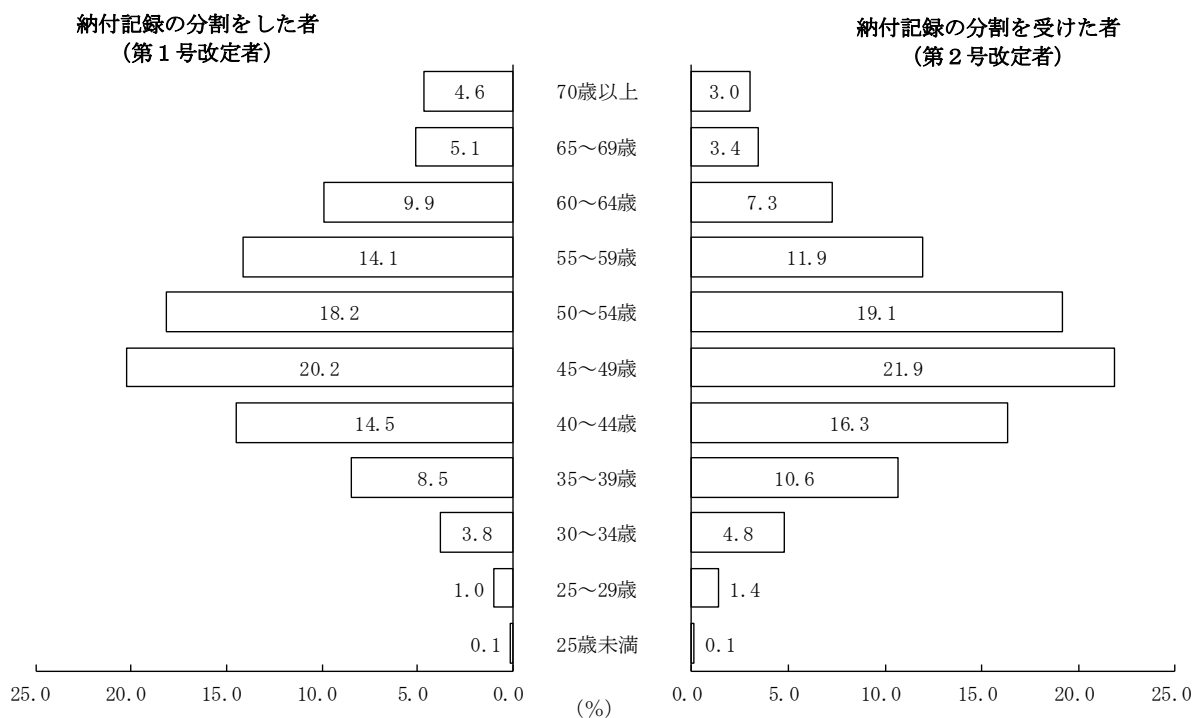


表 31 は離婚分割の分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。令和 2 年度では 20～25 年の割合が 20.1%と最も高くなっている。

**表31 厚生年金保険（第 1 号） 離婚分割 分割対象期間別件数割合の推移**

(単位：%)

	分割対象期間								
	以上 未満～5年	5年 ～10年	10年 ～15年	15年 ～20年	20年 ～25年	25年 ～30年	30年 ～35年	35年 ～40年	40年～
平成28年度	2.8	9.8	18.1	19.7	17.8	12.9	8.3	4.8	5.8
29	2.7	8.8	16.8	19.8	18.4	14.3	8.7	5.0	5.6
30	2.9	8.0	16.2	20.0	19.0	14.5	8.7	5.0	5.6
令和元年度	2.9	7.9	14.6	18.6	19.7	16.0	9.0	5.6	5.8
2	3.2	8.2	14.0	19.2	20.1	16.3	8.9	5.1	5.1

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表 32 は離婚分割の按分割合別件数割合の推移を示したものである。按分割合は 50%が 97.8%とほとんどを占めている。

**表32 厚生年金保険（第 1 号） 離婚分割 按分割合別件数割合の推移**

(単位：%)

	按分割合					
	以上 未満～10%	10% ～20%	20% ～30%	30% ～40%	40% ～50%	50%
平成28年度	0.0	0.0	0.3	0.9	1.7	97.0
29	0.0	0.1	0.2	0.8	1.5	97.4
30	0.0	0.0	0.2	0.7	1.4	97.6
令和元年度	0.0	0.0	0.3	0.7	1.2	97.8
2	0.0	0.0	0.2	0.6	1.4	97.8

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表 33 は受給権者である離婚分割者の分割改定前後の平均年金月額等の推移を示したものである。令和 2 年度では第 1 号改定者においては改定前 14 万 5 千円、改定後 11 万 6 千円、第 2 号改定者においては改定前 5 万 2 千円、改定後 8 万 2 千円となっており、変動差は第 1 号改定者においては 2 万 9 千円、第 2 号改定者においては 3 万 1 千円となっている。

**表33 厚生年金保険（第 1 号） 離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移**

	第 1 号改定者				第 2 号改定者			
	件数 (人)	平均年金月額 (円)			件数 (人)	平均年金月額 (円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成28年度	3,038	140,123	109,620	△ 30,503	2,604	48,546	80,513	31,967
29	2,805	142,713	111,892	△ 30,821	2,510	49,741	80,799	31,058
30	2,862	143,208	112,272	△ 30,937	2,546	51,436	82,701	31,265
令和元年度	2,982	143,162	114,025	△ 29,137	2,481	53,405	84,056	30,651
2	2,310	145,061	115,963	△ 29,098	2,070	51,585	82,358	30,774

注 1. 第 1 号改定者とは、納付記録の分割をした者のことをい、第 2 号改定者とは、納付記録の分割を受けた者のことをいう。

2. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。また、離婚分割かつ 3 号分割を行った場合には、3 号分割に係る改定額を含む。

＜3号分割のみの年金分割に係る状況＞

図17は令和2年度における3号分割のみ改定者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（特定被保険者）、納付記録の分割を受けた者（被扶養配偶者）ともに35～39歳の割合が最も高くなっている。

図17 厚生年金保険（第1号） 3号分割のみ改定者の年齢構成（令和2年度）

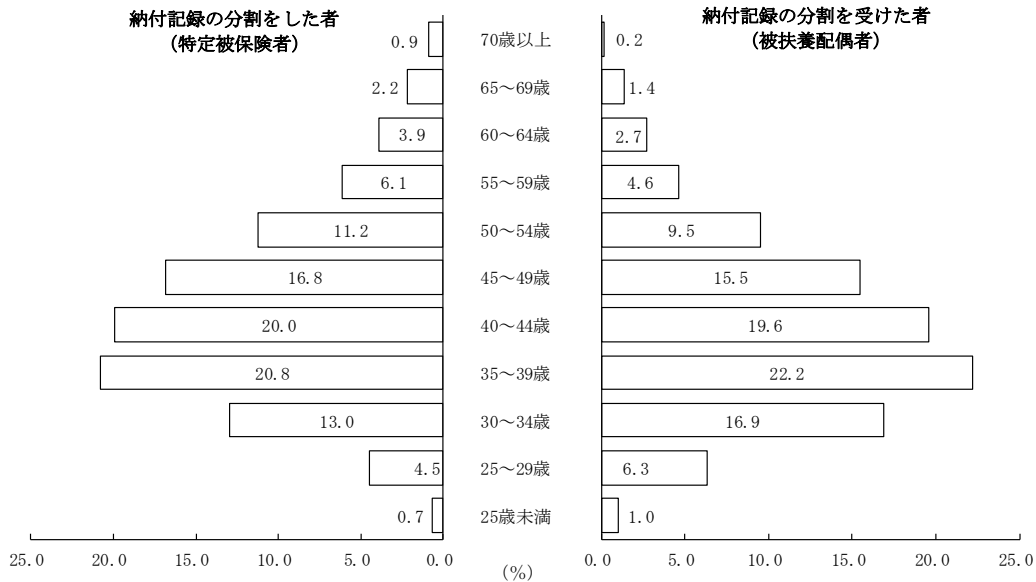


表34は3号分割のみの分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。令和2年度では10～11年（12.7%）の割合が最も高くなっている。

表34 厚生年金保険（第1号） 3号分割のみ 分割対象期間別件数割合の推移

	分割対象期間												
	以上 未満	1年 ～1年	2年 ～2年	3年 ～3年	4年 ～4年	5年 ～5年	6年 ～6年	7年 ～7年	8年 ～8年	9年 ～9年	10年 ～10年	11年 ～11年	12年 ～12年
平成28年度	3.6	8.1	9.8	10.5	11.3	12.4	18.0	15.7	10.6	•	•	•	•
29	3.3	6.8	9.5	9.3	10.2	10.7	11.9	17.0	12.8	8.4	•	•	•
30	3.0	6.3	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.6	16.1	12.4	6.9	•	•
令和元年度	2.9	5.3	7.3	7.9	8.5	8.6	8.7	9.4	10.3	13.8	10.9	6.4	•
2	2.9	5.4	6.4	7.3	7.8	8.1	8.8	8.2	8.5	8.9	12.7	9.1	5.8

表35は受給権者である3号分割のみ者の分割改定前後の平均年金月額等の推移を示したものである。令和2年度においては、男子は改定前13万6千円、改定後13万1千円、女子は改定前4万1千円、改定後4万7千円となっている。

表35 厚生年金保険（第1号） 3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男子				女子			
	件数 (人)	平均年金月額 (円)			件数 (人)	平均年金月額 (円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成28年度	148	125,020	120,415	△ 4,605	101	28,651	33,845	5,194
29	169	130,401	128,383	△ 2,018	115	32,989	37,702	4,713
30	245	128,935	122,545	△ 6,390	158	34,434	39,499	5,065
令和元年度	294	131,592	125,542	△ 6,049	187	37,159	42,248	5,089
2	341	136,494	131,163	△ 5,330	249	40,945	46,895	5,950

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

## 4. 国民年金

### (1) 被保険者の状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

#### ① 被保険者数

令和2年度末における第2号被保険者を除く被保険者数は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）が1,449万人（男子758万人、女子691万人）、第3号被保険者が793万人（男子12万人、女子781万人）となっている。

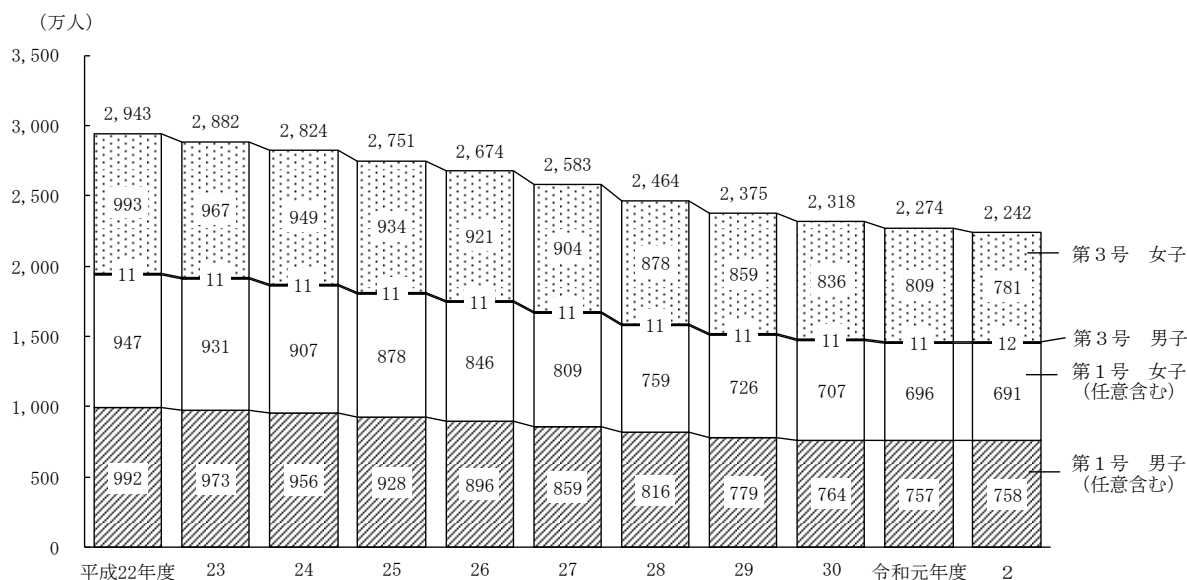
被保険者数を前年度末と比較すると、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）は4万人、第3号被保険者は27万人の減少となっている（表36、図18）。

表36 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	第1号被保険者 (任意加入被保険者を含む)									第3号被保険者		
	第1号被保険者			任意加入被保険者			第3号被保険者					
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子			
平成22年度	19,382	9,915	9,467	19,038	9,808	9,230	345	107	237	10,046	114	9,932
23	19,044	9,730	9,314	18,717	9,624	9,093	327	106	222	9,778	111	9,667
24	18,637	9,563	9,075	18,344	9,466	8,878	294	97	197	9,602	112	9,490
25	18,054	9,275	8,779	17,788	9,186	8,602	266	89	177	9,454	111	9,343
26	17,420	8,962	8,458	17,175	8,878	8,297	245	84	161	9,319	109	9,210
27	16,679	8,590	8,089	16,447	8,509	7,938	232	81	151	9,151	108	9,043
28	15,754	8,165	7,589	15,540	8,089	7,451	214	76	139	8,890	109	8,781
29	15,052	7,793	7,259	14,857	7,724	7,133	195	69	126	8,701	110	8,592
30	14,711	7,638	7,073	14,517	7,569	6,948	194	69	124	8,467	112	8,356
令和元年度	14,533	7,568	6,965	14,343	7,502	6,841	190	67	123	8,203	114	8,089
2	14,495	7,580	6,914	14,308	7,513	6,795	187	67	120	7,930	118	7,812

図18 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移（年度末現在）





令和2年度末における全額免除・猶予者数は609万人（法定免除者数139万人、申請全額免除者数235万人、学生納付特例者数177万人、納付猶予者数58万人）となっている。

また、一部免除者数は36万人となっている。

令和2年度末現在の産前産後免除者数は、1万人となっている（表37）。

**表37 国民年金 保険料全額免除・猶予者数、一部免除者数の推移**

年 度	全額免除・猶予者数（千人）					全額免除・猶予割合（％）					一部免除者数（千人）					産前産後 免除者 （千人）
	合 計	法定 免除者	申請 全額 免除者	学生 納付 特例者	納付 猶予者	合 計	法定 免除率	申請 全額 免除率	学生 納付 特例率	納付 猶予率	合 計	一部 免除割合 （％）	申請 3/4 免除者	申請 半額 免除者	申請 1/4 免除者	
平成22年度	5,513	1,263	2,215	1,659	376	29.0	6.6	11.6	8.7	2.0	436	2.3	243	137	56	・
23	5,684	1,306	2,300	1,685	393	30.4	7.0	12.3	9.0	2.1	460	2.5	253	145	62	・
24	5,870	1,336	2,394	1,718	421	32.0	7.3	13.1	9.4	2.3	482	2.6	262	151	69	・
25	6,059	1,341	2,495	1,764	460	34.1	7.5	14.0	9.9	2.6	587	3.3	304	188	95	・
26	6,020	1,344	2,453	1,779	444	35.1	7.8	14.3	10.4	2.6	614	3.6	314	196	103	・
27	5,763	1,346	2,296	1,723	397	35.0	8.2	14.0	10.5	2.4	471	2.9	253	147	72	・
28	5,830	1,347	2,211	1,757	514	37.5	8.7	14.2	11.3	3.3	432	2.8	220	139	73	・
29	5,744	1,343	2,107	1,760	534	38.7	9.0	14.2	11.8	3.6	409	2.8	207	132	70	・
30	5,741	1,351	2,050	1,788	552	39.5	9.3	14.1	12.3	3.8	397	2.7	200	128	69	・
令和元年度	5,828	1,361	2,120	1,796	551	40.6	9.5	14.8	12.5	3.8	406	2.8	204	131	71	12
2	6,089	1,387	2,355	1,766	581	42.6	9.7	16.5	12.3	4.1	359	2.5	185	113	61	9

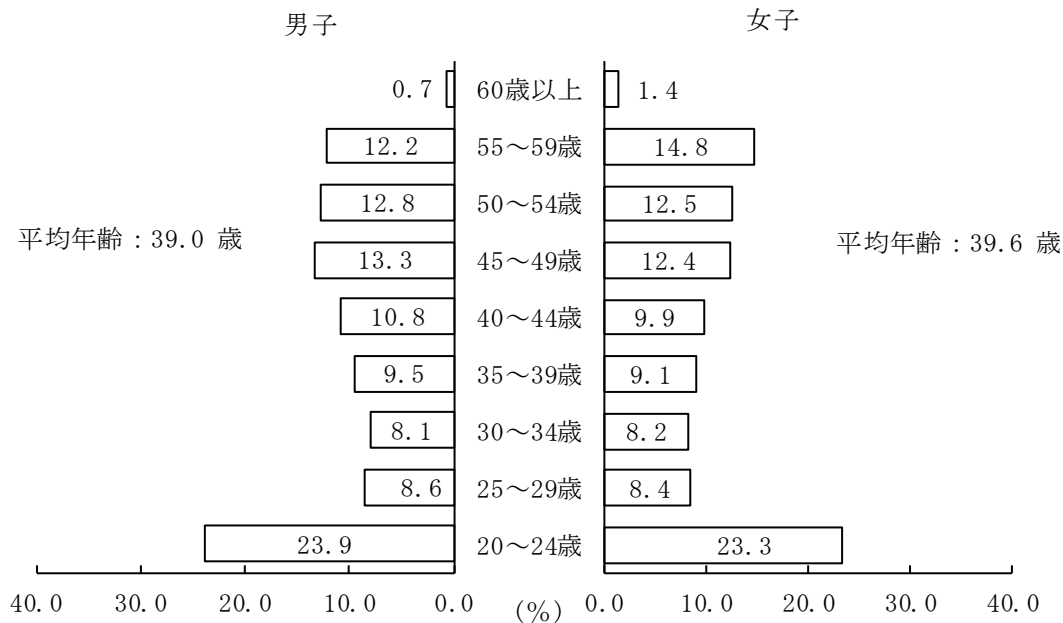
注1. 「全額免除・猶予割合」及び「一部免除割合」とは、全額免除・猶予者数及び一部免除者数が、それぞれ第1号被保険者数（任意加入被保険者を除く）に占める割合（％）である。

2. 「納付猶予」は、平成27年度までは30歳未満、平成28年度以降は50歳未満の者が対象である。

## ② 年齢構成

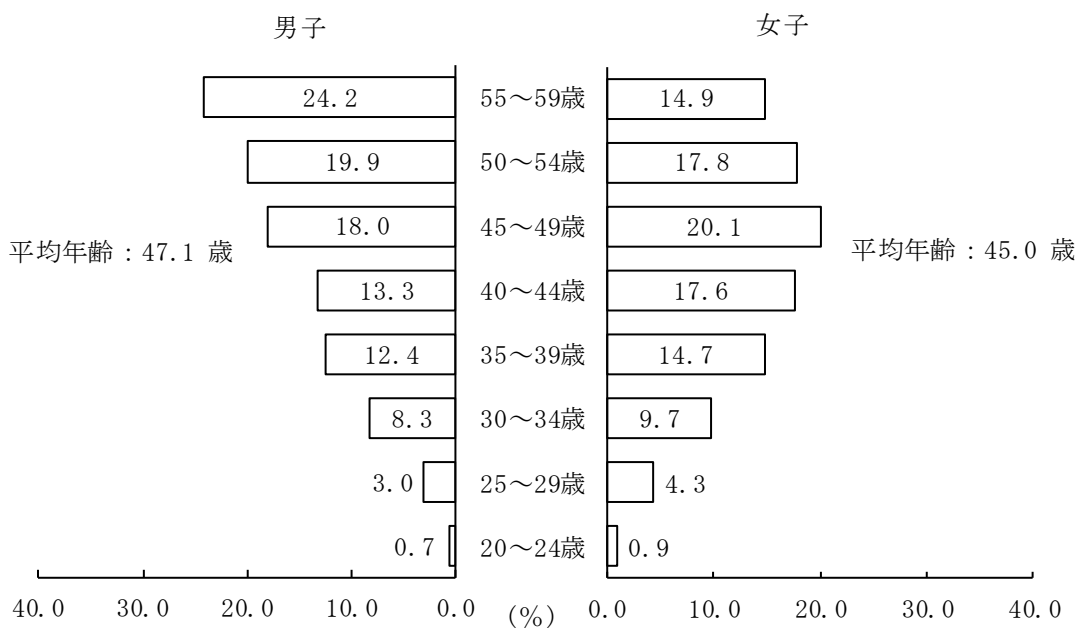
令和2年度末現在の被保険者の年齢構成は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）では、男女共に20～24歳の割合が最も高く、次いで男子は45～49歳、女子は55～59歳の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、男子は55～59歳、女子は45～49歳の割合が高くなっている。第1号被保険者の平均年齢は、男子は39.0歳、女子は39.6歳となっている（図19、図20）。

図19 国民年金 第1号被保険者の年齢構成（令和2年度末）



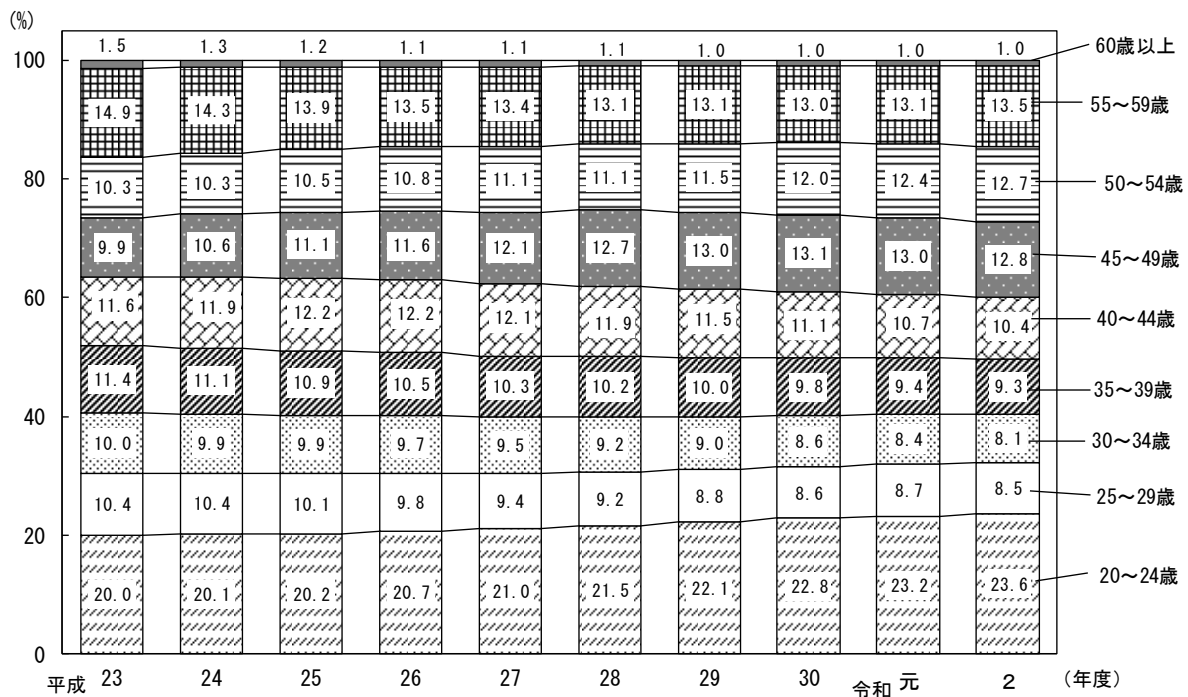
注. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

図20 国民年金 第3号被保険者の年齢構成（令和2年度末）



令和2年度末の第1号被保険者の年齢構成をみると、20～24歳の全体に占める割合が23.6%と最も大きく、次に55～59歳が13.5%となっている（図21）。

図21 国民年金 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



平均年齢(歳) 39.4 39.3 39.3 39.3 39.3 39.3 39.2 39.2 39.2 39.3

注1. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。  
 注2. 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

## (2) 受給（権）者数

### ① 受給者数

令和2年度末における国民年金（老齢福祉年金を含まない）の受給者数は3,596万人となっており、前年度末と比べると32万人の増加となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が3,290万人（受給者数の91.5%）、通算老齢年金が93万人（同2.6%）、障害年金が204万人（同5.7%）、遺族年金が9万人（同0.3%）となっており、前年度末と比較すると、老齢年金が28万人、障害年金が4万人の増加となっている一方、通算老齢年金が7千人、遺族年金が2千人の減少となっている。

なお、平成29年8月より、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、受給資格期間が原則として25年未満の老齢基礎年金受給者を通算老齢年金に計上している（表38、表39）。

#### <旧法拠出制>

令和2年度末における旧法拠出制年金の受給者数は68万人で、この内訳は、老齢年金が36万人（旧法拠出制年金受給者数の53.5%）、通算老齢年金が27万人（同40.0%）、障害年金が4万人（同5.3%）、遺族年金（新法における寡婦年金も計上）が8千人（同1.2%）となっている。

#### <基礎年金>

令和2年度末における基礎年金の受給者数は3,528万人で、この内訳は老齢基礎年金が3,320万人（基礎年金受給者数の94.1%）、障害基礎年金が200万人（同5.7%）、遺族基礎年金が8万人（同0.2%）となっている。

表38 国民年金 受給者数（令和2年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年		旧法拠出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	32,904	91.5	6,497	75.3	5,426	72.3	364	53.5	32,540	92.2
5 年 年 金 以 外	32,892	91.5	6,485	75.1	5,414	72.1	353	51.8	32,540	92.2
繰 上 げ	3,874	10.8	1,871	21.7	1,822	24.3	230	33.9	3,644	10.3
本 来	28,470	79.2	4,501	52.1	3,499	46.6	121	17.8	28,349	80.4
繰 下 げ	548	1.5	114	1.3	94	1.2	1	0.2	547	1.5
5 年 年 金	12	0.0	12	0.1	12	0.2	12	1.7	・	・
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	928	2.6	390	4.5	389	5.2	272	40.0	656	1.9
繰 上 げ	118	0.3	101	1.2	101	1.3	98	14.4	20	0.1
本 来	805	2.2	288	3.3	287	3.8	174	25.6	631	1.8
繰 下 げ	5	0.0	1	0.0	1	0.0	・	・	5	0.0
障 害 年 金	2,037	5.7	1,705	19.8	1,659	22.1	36	5.3	2,001	5.7
遺 族 年 金	91	0.3	38	0.4	31	0.4	8	1.2	83	0.2
合 計	35,961	100.0	8,631	100.0	7,506	100.0	681	100.0	35,280	100.0

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金の受給者をいう。

2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。

表39 国民年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	合 計		老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上		通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満		障 害 年 金		遺 族 年 金	
	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金
平成22年度	28,343	25,324	25,424	23,592	1,082	・	1,717	1,633	120	99
23	29,122	26,421	26,273	24,658	988	・	1,744	1,666	117	97
24	30,305	27,911	27,527	26,115	893	・	1,773	1,701	113	95
25	31,397	29,289	28,690	27,463	799	・	1,800	1,734	108	91
26	32,409	30,566	29,768	28,710	710	・	1,827	1,766	105	91
27	33,229	31,632	30,646	29,740	623	・	1,858	1,802	103	90
28	33,858	32,487	31,324	30,557	540	・	1,893	1,841	101	89
29	34,839	33,672	31,898	31,254	918	453	1,924	1,877	98	88
30	35,294	34,312	32,304	31,769	936	543	1,957	1,914	96	86
令和元年度	35,645	34,823	32,623	32,179	935	605	1,994	1,954	94	85
2	35,961	35,280	32,904	32,540	928	656	2,037	2,001	91	83

## ② 受給権者数

令和2年度末における国民年金（老齢福祉年金を含まない）の受給権者数は3,660万人となっており、前年度末と比べると32万人の増加となっている。

受給権者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が3,328万人（受給権者の90.9%）、通算老齢年金が94万人（同2.6%）、障害年金が216万人（同5.9%）、遺族年金が23万人（同0.6%）となっており、前年度末と比較すると、老齢年金は29万人、障害年金は4万人の増加となっているが、通算老齢年金は6千人、遺族年金は4千人の減少となっている（表40、表41）。

なお、平成29年8月より、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、受給資格期間が原則として25年未満の老齢基礎年金受給権者を通算老齢年金に計上している。

### <旧法抛出处>

令和2年度末における旧法抛出处年金の受給権者数は71万人で、この内訳は、老齢年金が38万人（旧法抛出处年金受給権者数の54.0%）、通算老齢年金が27万人（同38.4%）、障害年金が4万人（同5.5%）、遺族年金（新法における寡婦年金も計上）が2万人（同2.2%）となっている。

### <基礎年金>

令和2年度末における基礎年金の受給権者数は3,589万人で、この内訳は老齢基礎年金が3,356万人（基礎年金受給権者数の93.5%）、障害基礎年金が212万人（同5.9%）、遺族基礎年金が21万人（同0.6%）となっている。

表40 国民年金 受給権者数（令和2年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年		旧法抛出处年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	33,282	90.9	6,565	74.3	5,484	71.3	384	54.0	32,898	91.7
5 年 年 金 以 外	33,268	90.9	6,551	74.1	5,470	71.1	370	52.0	32,898	91.7
繰 上 げ	3,886	10.6	1,881	21.3	1,831	23.8	239	33.6	3,647	10.2
本 来	28,834	78.8	4,557	51.5	3,545	46.1	130	18.3	28,704	80.0
繰 下 げ	548	1.5	114	1.3	94	1.2	1	0.2	547	1.5
5 年 年 金	14	0.0	14	0.2	14	0.2	14	1.9	・	・
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	938	2.6	393	4.4	392	5.1	273	38.4	664	1.9
繰 上 げ	119	0.3	102	1.2	102	1.3	98	13.8	20	0.1
本 来	814	2.2	291	3.3	289	3.8	175	24.6	639	1.8
繰 下 げ	5	0.0	1	0.0	1	0.0	・	・	5	0.0
障 害 年 金	2,158	5.9	1,801	20.4	1,750	22.7	39	5.5	2,119	5.9
遺 族 年 金	226	0.6	82	0.9	65	0.8	15	2.2	211	0.6
合 計	36,604	100.0	8,841	100.0	7,691	100.0	712	100.0	35,892	100.0

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金の受給権者をいう。

注2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者をいう。

表41 国民年金 受給権者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	合 計		老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上		通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満		障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金
平成22年度	28,857	25,779	25,642	23,775	1,086	・	1,839	1,749	291	254
23	29,649	26,895	26,504	24,858	991	・	1,870	1,787	284	250
24	30,853	28,409	27,782	26,341	895	・	1,902	1,825	274	243
25	31,964	29,809	28,968	27,714	802	・	1,931	1,860	263	235
26	32,997	31,110	30,069	28,985	712	・	1,959	1,893	257	232
27	33,832	32,196	30,964	30,036	625	・	1,991	1,931	252	229
28	34,470	33,064	31,657	30,868	542	・	2,025	1,969	247	227
29	35,469	34,268	32,247	31,582	927	460	2,056	2,005	239	221
30	35,933	34,918	32,664	32,108	945	550	2,088	2,042	235	218
令和元年度	36,287	35,433	32,992	32,528	944	613	2,121	2,078	230	214
2	36,604	35,892	33,282	32,898	938	664	2,158	2,119	226	211

### ③ 国民年金の繰上げ・繰下げ受給の状況

国民年金（5年年金を除く）の受給権者は、繰上げ率が年々低下している。

基礎のみ・旧国年の受給権者の繰上げ率は、令和2年度末現在で28.2%、繰下げ率は、令和2年度末現在で1.7%となっている（表42）。

**表42 国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移（年度末現在）**

（年度末現在、単位：人、%）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		繰上げ	受給率	本来	受給率	繰下げ	受給率
平成28年度	32,184,024	4,662,578	14.5	27,120,664	84.3	400,782	1.2
29	33,160,232	4,498,287	13.6	28,236,857	85.2	425,088	1.3
30	33,595,353	4,325,746	12.9	28,816,627	85.8	452,980	1.3
令和元年度	33,922,246	4,162,552	12.3	29,266,840	86.3	492,854	1.5
2	34,205,625	4,004,279	11.7	29,648,008	86.7	553,338	1.6

	(再掲) 基礎のみ・旧国年	繰上げ		本来		繰下げ	
		繰上げ	受給率	本来	受給率	繰下げ	受給率
平成28年度	7,351,368	2,507,158	34.1	4,740,044	64.5	104,166	1.4
29	7,253,891	2,341,099	32.3	4,807,065	66.3	105,727	1.5
30	7,066,960	2,178,571	30.8	4,780,940	67.7	107,449	1.5
令和元年度	6,877,623	2,030,216	29.5	4,737,113	68.9	110,294	1.6
2	6,671,038	1,884,004	28.2	4,672,583	70.0	114,451	1.7

注1. 旧法老齢年金（5年年金を除く）・旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者を対象としている。

注2. 基礎のみ・旧国年は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者及び旧法老齢年金（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。

受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、繰上げ率が低下傾向にある。

年度末時点で70歳の基礎のみの受給権者の繰上げ率は、令和2年度末現在で16.8%、繰下げ率は、令和2年度末現在で2.6%となっている（表43）。

**表43 国民年金 70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移**

（年度末現在、単位：人、％）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
平成28年度	1,560,487	152,138	9.7	1,389,967	89.1	18,382	1.2
29	2,049,594	192,995	9.4	1,830,042	89.3	26,557	1.3
30	1,999,795	183,400	9.2	1,787,573	89.4	28,822	1.4
令和元年度	1,953,531	179,309	9.2	1,737,634	88.9	36,588	1.9
2	1,774,301	156,611	8.8	1,579,524	89.0	38,166	2.2
	(再掲) 基礎のみ						
		繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
平成28年度	208,281	42,749	20.5	162,622	78.1	2,910	1.4
29	262,197	51,709	19.7	206,667	78.8	3,821	1.5
30	234,034	44,007	18.8	186,014	79.5	4,013	1.7
令和元年度	216,063	38,063	17.6	173,218	80.2	4,782	2.2
2	193,846	32,474	16.8	156,402	80.7	4,970	2.6

注1. 70歳の老齢基礎年金受給権者を対象としている。

- 「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
- 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の繰上げ・繰下げ状況である。

**(参考) 国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移 (新規裁定)**

（新規裁定、単位：人、％）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
平成28年度	301,610	49,772	16.5	244,787	81.2	7,051	2.3
29	770,941	54,574	7.1	707,280	91.7	9,087	1.2
30	349,739	46,130	13.2	293,276	83.9	10,333	3.0
令和元年度	316,249	47,519	15.0	256,084	81.0	12,646	4.0
2	300,818	50,720	16.9	232,797	77.4	17,301	5.8
	(再掲) 基礎のみ・旧国年						
		繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
平成28年度	163,317	14,986	9.2	143,991	88.2	4,340	2.7
29	248,746	12,618	5.1	230,987	92.9	5,141	2.1
30	162,113	10,759	6.6	145,887	90.0	5,467	3.4
令和元年度	149,563	9,164	6.1	133,512	89.3	6,887	4.6
2	140,253	7,704	5.5	123,935	88.4	8,614	6.1

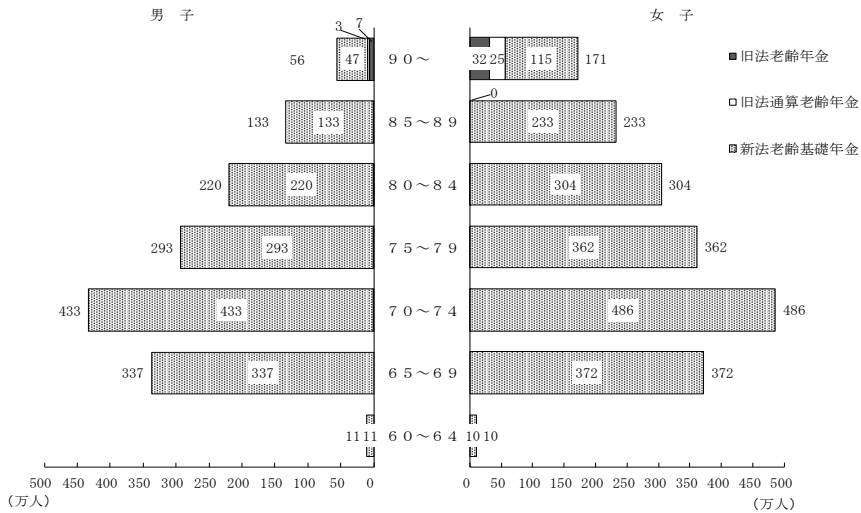
注1. 旧法老齢年金（5年年金を除く）・旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者を対象としている。

- 基礎のみ・旧国年は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者及び旧法老齢年金（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。
- 平成29年8月より、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、平成29年度は例年より新規裁定者が多くなっている。なお、平成29年度中に年金受給資格期間の短縮により受給権が発生した者は、平成29年度中には受給権取得日から起算して1年を経過していないため、繰下げすることができない。

④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

令和2年度末の国民年金の老齢給付(旧法老齢年金、旧法通算老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。以下同じ)の受給権者数は3,422万人(男子1,484万人、女子1,938万人)である。受給権者の年齢階級別の状況をみると、男女とも70~74歳が最も多く、それぞれ433万人、486万人となっている(図22)。

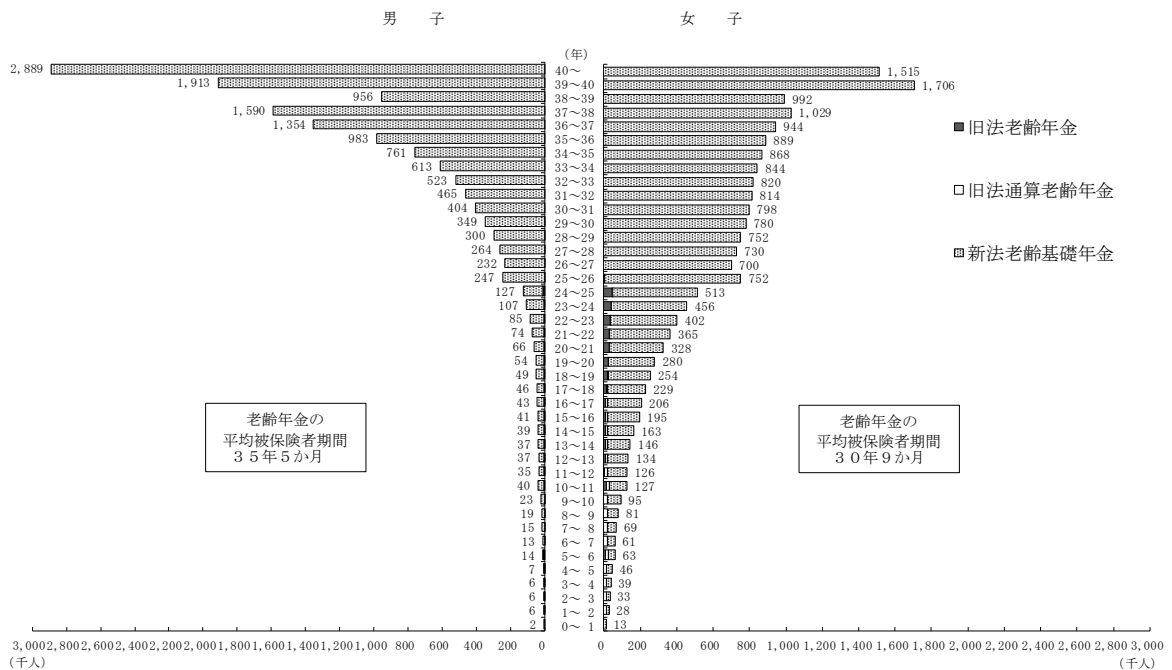
図22 国民年金 老齢給付の年齢階級別受給権者数(令和2年度末)



⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

令和2年度末における国民年金の老齢給付の受給権者の被保険者期間別分布は図23のとおりであり、男女とも25年以上の者が多くなっている。老齢年金受給権者の平均被保険者期間は男子が35年5か月、女子が30年9か月である。

図23 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数(令和2年度末)

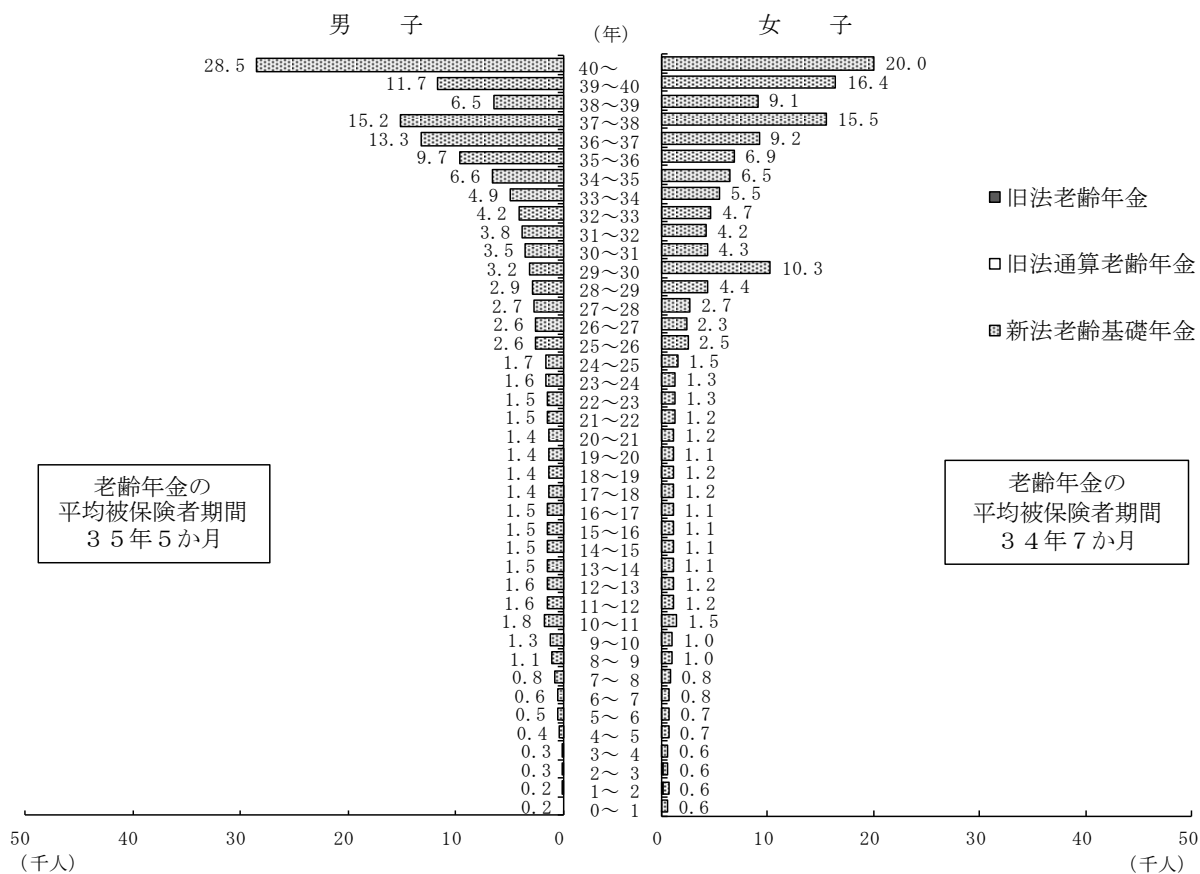


注1. 平均被保険者期間は、旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)に係る期間である。  
 注2. 被保険者期間10年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前などに国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を含めて受給権が発生した者等もいるためである。



令和2年度における国民年金の老齢給付の新規裁定者は30万人で、被保険者期間別分布は図24のとおりであり、男女とも被保険者期間が40年以上の者が最も多くなっている。

図24 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（令和2年度新規裁定）



注1. 平均被保険者期間は、旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）に係る期間である。  
 注2. 被保険者期間10年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前などに国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を含めて受給権が発生した者等もいるためである。

### (3) 年金額

#### ① 年金総額

令和2年度末における国民年金の受給者の年金総額は24兆3,212億円となっており、前年度末と比べると、3,470億円の増加となっている。

受給者の年金総額の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が22兆2,529億円、年金総額の91.5%を占め、通算老齢年金が2,148億円(同0.9%)、障害年金が1兆7,613億円(同7.2%)、遺族年金が923億円(同0.4%)となっており、前年度末と比較すると、老齢年金は3,106億円、通算老齢年金は2億円、障害年金は378億円の増加となっているが、遺族年金は16億円の減少となっている(表44、表45、図25)。

#### <旧法抛出处>

令和2年度末における旧法抛出处の受給者の年金総額は2,780億円で、この内訳は老齢年金が1,799億円(旧法抛出处年金の年金総額の64.7%)、通算老齢年金が627億円(同22.5%)、障害年金が320億円(同11.5%)、遺族年金が35億円(同1.3%)となっている。

#### <基礎年金>

令和2年度末における基礎年金の受給者の年金総額は24兆432億円で、この内訳は老齢基礎年金が22兆2,251億円(基礎年金の年金総額の92.4%)、障害基礎年金が1兆7,294億円(同7.2%)、遺族基礎年金が887億円(同0.4%)となっている。

**表44 国民年金 受給者年金総額(令和2年度末)**

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年		旧法抛出处年金		基 礎 年 金	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	222,529	91.5	41,241	72.0	33,388	68.2	1,799	64.7	220,730	91.8
5 年 年 金 以 外	222,481	91.5	41,193	71.9	33,340	68.1	1,751	63.0	220,730	91.8
繰 上 げ	20,163	8.3	9,365	16.3	9,081	18.5	972	35.0	19,191	8.0
本 来	197,338	81.1	30,800	53.8	23,413	47.8	767	27.6	196,571	81.8
繰 下 げ	4,980	2.0	1,028	1.8	846	1.7	11	0.4	4,968	2.1
5 年 年 金	48	0.0	48	0.1	48	0.1	48	1.7	・	・
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	2,148	0.9	894	1.6	891	1.8	627	22.5	1,521	0.6
繰 上 げ	251	0.1	211	0.4	211	0.4	204	7.3	48	0.0
本 来	1,882	0.8	680	1.2	677	1.4	423	15.2	1,459	0.6
繰 下 げ	14	0.0	3	0.0	3	0.0	・	・	14	0.0
障 害 年 金	17,613	7.2	14,793	25.8	14,404	29.4	320	11.5	17,294	7.2
遺 族 年 金	923	0.4	352	0.6	281	0.6	35	1.3	887	0.4
合 計	243,212	100.0	57,280	100.0	48,962	100.0	2,780	100.0	240,432	100.0

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

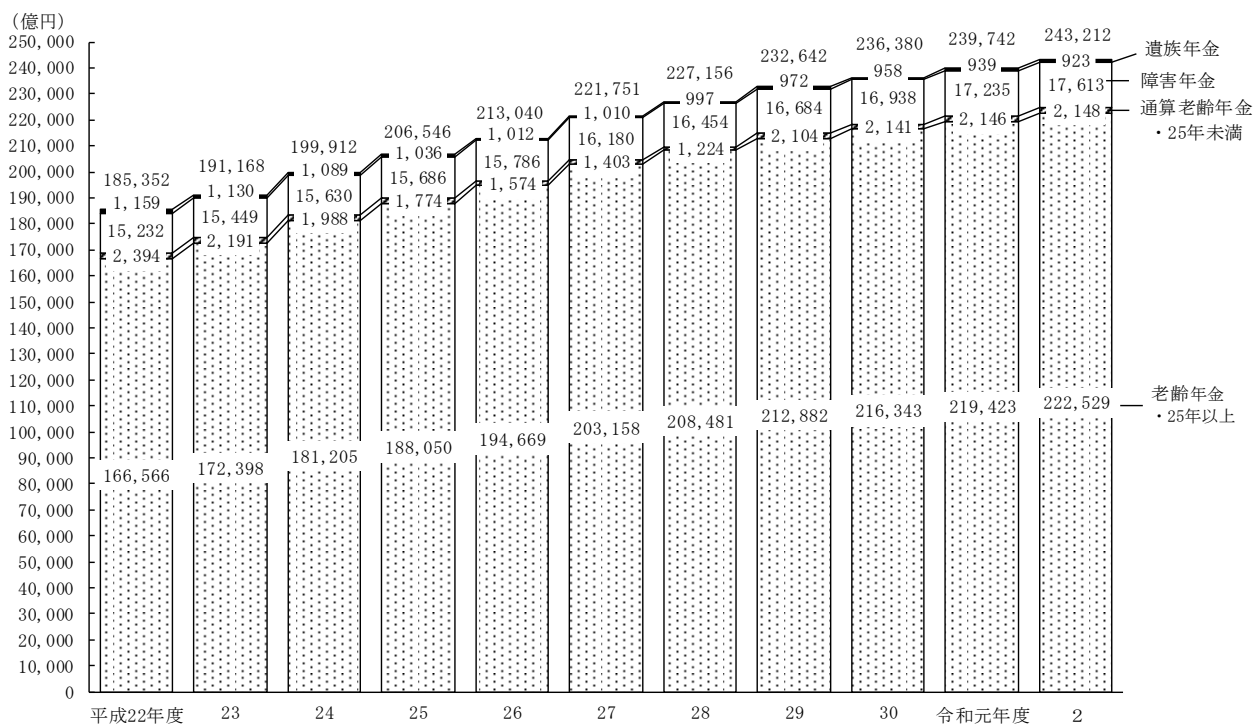
注2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。

表45 国民年金 受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年度	合計		老齢年金・25年以上		通算老齢年金・25年未満		障害年金		遺族年金	
		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成22年度	185,352	173,264	166,566	157,719	2,394	・	15,232	14,482	1,159	1,064
23	191,168	180,381	172,398	164,585	2,191	・	15,449	14,757	1,130	1,039
24	199,912	190,356	181,205	174,357	1,988	・	15,630	14,993	1,089	1,006
25	206,546	198,198	188,050	182,131	1,774	・	15,686	15,105	1,036	962
26	213,040	205,776	194,669	189,574	1,574	・	15,786	15,255	1,012	948
27	221,751	215,378	203,158	198,740	1,403	・	16,180	15,687	1,010	951
28	227,156	221,669	208,481	204,723	1,224	・	16,454	16,001	997	944
29	232,642	227,958	212,882	209,717	2,104	1,046	16,684	16,269	972	926
30	236,380	232,423	216,343	213,708	2,141	1,242	16,938	16,558	958	915
令和元年度	239,742	236,410	219,423	217,233	2,146	1,390	17,235	16,887	939	900
2	243,212	240,432	222,529	220,730	2,148	1,521	17,613	17,294	923	887

図25 国民年金 受給者年金総額の推移 (年度末現在)



## ② 平均年金月額

令和2年度末の国民年金受給者の平均年金月額は、老齢年金が5万6千円、通算老齢年金が1万9千円、障害年金が7万2千円、遺族年金が8万4千円となっている（表46、表47）。

老齢年金受給者の平均年金月額をみると、繰上げが4万3千円、本来が5万8千円、繰下げが7万6千円となっている。

**表46 国民年金 受給者の平均年金月額（令和2年度末）**

（単位：円）

	合 計	（再掲）基礎のみ・旧国年		旧法抛出处年金	基礎年金
		（再掲）基礎のみ・旧国年	（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年		
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	56,358	52,896	51,276	41,134	56,529
5 年 年 金 以 外	56,366	52,931	51,314	41,385	56,529
繰 上 げ	43,371	41,707	41,539	35,143	43,892
本 来	57,762	57,029	55,764	52,865	57,783
繰 下 げ	75,746	75,489	75,164	87,020	75,723
5 年 年 金	33,683	33,683	33,683	33,683	・
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	19,282	19,091	19,084	19,203	19,315
繰 上 げ	17,803	17,441	17,438	17,384	19,846
本 来	19,479	19,655	19,648	20,222	19,274
繰 下 げ	22,107	23,329	23,355	・	22,107
障 害 年 金	72,039	72,290	72,329	73,265	72,017
遺 族 年 金	84,173	77,276	74,351	37,208	88,640
合 計	56,360	55,307	54,359	34,041	56,791

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。

**表47 国民年金 受給者の平均年金月額の推移**

（年度末現在、単位：円）

年度	老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上		通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満		障 害 年 金		遺 族 年 金	
		（再掲）基礎年金		（再掲）基礎年金		（再掲）基礎年金		（再掲）基礎年金
平成22年度	54,596	55,711	18,432	・	73,936	73,912	80,781	89,499
23	54,682	55,623	18,486	・	73,816	73,801	80,424	88,958
24	54,856	55,637	18,561	・	73,479	73,461	80,534	88,601
25	54,622	55,265	18,497	・	72,607	72,587	80,194	87,662
26	54,497	55,026	18,485	・	71,995	71,974	80,404	87,041
27	55,244	55,688	18,777	・	72,565	72,543	81,832	88,014
28	55,464	55,831	18,880	・	72,453	72,431	82,404	88,073
29	55,615	55,918	19,091	19,220	72,245	72,223	82,932	88,141
30	55,809	56,058	19,064	19,077	72,109	72,086	83,208	88,164
令和元年度	56,049	56,256	19,126	19,130	72,042	72,020	83,644	88,348
2	56,358	56,529	19,282	19,315	72,039	72,017	84,173	88,640

老齢基礎年金の平均年金月額は、令和2年度末現在で5万7千円となっている（表48）。

**表48 国民年金 老齢基礎年金（25年以上）受給者状況の推移**

（年度末現在、単位：万人、円）

	総 数		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成28年度	3,056	55,831	393	43,067	2,623	57,416	40	77,270
29	3,125	55,918	387	43,268	2,696	57,410	42	76,655
30	3,177	56,058	380	43,479	2,752	57,466	45	76,274
令和元年度	3,218	56,256	373	43,665	2,796	57,592	49	75,896
2	3,254	56,529	364	43,892	2,835	57,783	55	75,723

注. 老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有する受給者を計上している。

### ③ 老齢年金の年金月額階級別受給権者数

令和2年度末における国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布を見たものが表49及び図26である。男子、女子共に6万円以上7万円未満が最も多くなっている。

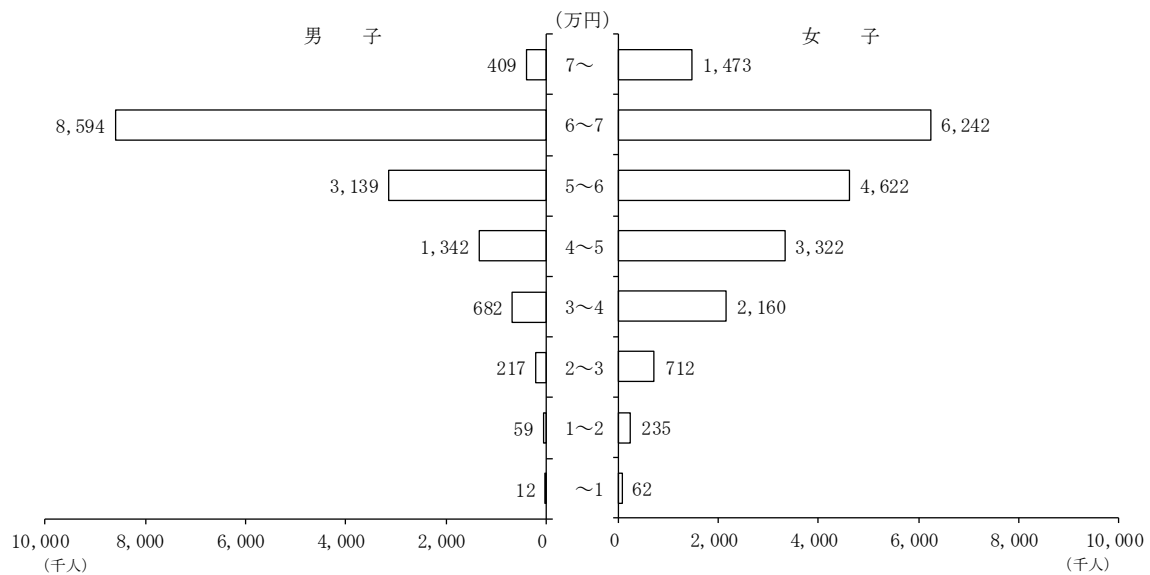
**表49 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和2年度末）**

（令和2年度末現在）

年金月額	総 数								
				（再掲）基礎のみ・旧国年（5年年金除く）			（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年（5年年金除く）		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
合 計	33,281,594	14,453,993	18,827,601	6,551,100	1,585,736	4,965,364	5,470,422	1,020,597	4,449,825
万円以上 万円未満									
～ 1	74,554	12,467	62,087	32,774	1,616	31,158	32,405	1,432	30,973
1 ～ 2	293,600	58,554	235,046	107,707	10,557	97,150	106,685	10,010	96,675
2 ～ 3	928,755	216,991	711,764	313,589	38,774	274,815	310,935	37,582	273,353
3 ～ 4	2,842,021	681,950	2,160,071	1,061,606	153,616	907,990	1,051,134	149,422	901,712
4 ～ 5	4,663,638	1,341,815	3,321,823	1,074,088	227,574	846,514	1,009,237	194,372	814,865
5 ～ 6	7,760,979	3,139,242	4,621,737	1,372,679	334,084	1,038,595	1,117,970	190,829	927,141
6 ～ 7	14,835,773	8,594,057	6,241,716	2,082,802	712,749	1,370,053	1,365,032	339,260	1,025,772
7 ～	1,882,274	408,917	1,473,357	505,855	106,766	399,089	477,024	97,690	379,334
平均年金月額	56,252	59,040	54,112	52,792	56,748	51,529	51,156	54,338	50,426

- 注1. 旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乗せされている者を含む。
- 注2. 「基礎のみ・旧国年（5年年金除く）」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金（5年年金除く）の受給権者をいう。
- 注3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者をいう。

**図26 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和2年度末）**



令和2年度に新規裁定された国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布を見たものが表50及び図27である。男子、女子共に6万円以上7万円未満が最も多くなっている。

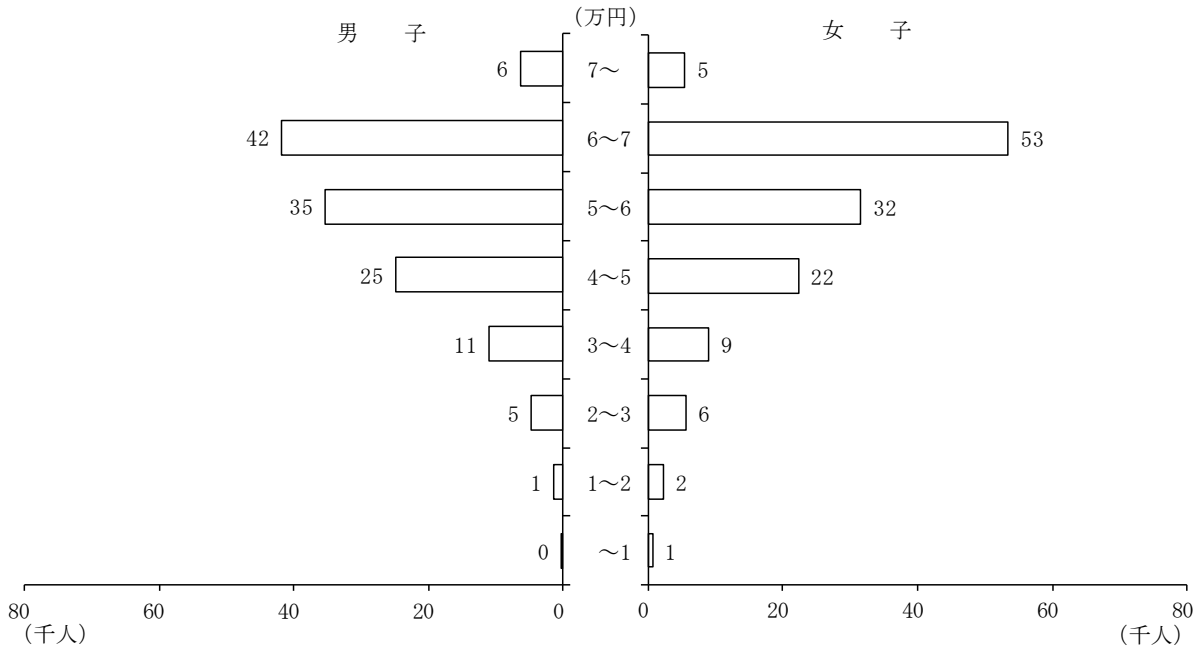
**表50 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和2年度新規裁定）**

（令和2年度末現在）

年金月額	総 数								
	計			（再掲）基礎のみ・旧国年（5年年金除く）			（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年（5年年金除く）		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
合 計	256,948	126,443	130,505	129,494	50,955	78,539	64,734	21,763	42,971
万円以上 万円未満									
～ 1	972	322	650	323	37	286	314	31	283
1 ～ 2	3,716	1,443	2,273	1,368	446	922	1,338	427	911
2 ～ 3	10,430	4,797	5,633	3,383	1,334	2,049	3,283	1,279	2,004
3 ～ 4	20,102	11,091	9,011	4,012	1,545	2,467	3,676	1,321	2,355
4 ～ 5	47,360	24,993	22,367	12,670	5,168	7,502	10,285	3,571	6,714
5 ～ 6	67,085	35,451	31,634	34,803	15,101	19,702	16,843	4,494	12,349
6 ～ 7	95,364	41,905	53,459	65,213	23,571	41,642	23,614	7,872	15,742
7 ～	11,919	6,441	5,478	7,722	3,753	3,969	5,381	2,768	2,613
平均年金月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	54,421	54,120	54,712	58,420	58,576	58,318	55,259	55,984	54,892

- 注1. 旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乘せられている者を含む。
- 注2. 「基礎のみ・旧国年（5年年金除く）」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金（5年年金除く）の受給権者をいう。
- 注3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者をいう。

**図27 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和2年度新規裁定）**



## 5. 福祉年金

老齢福祉年金の受給者数は、年々減少している（図28、図29）。

図28 老齢福祉年金受給者数の推移（年度末現在）

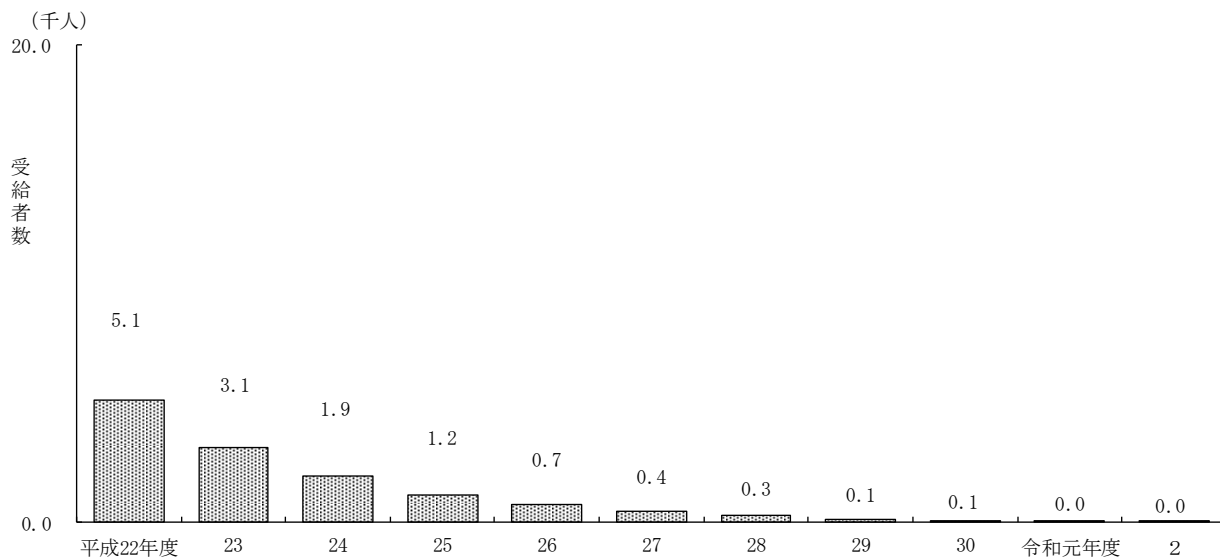
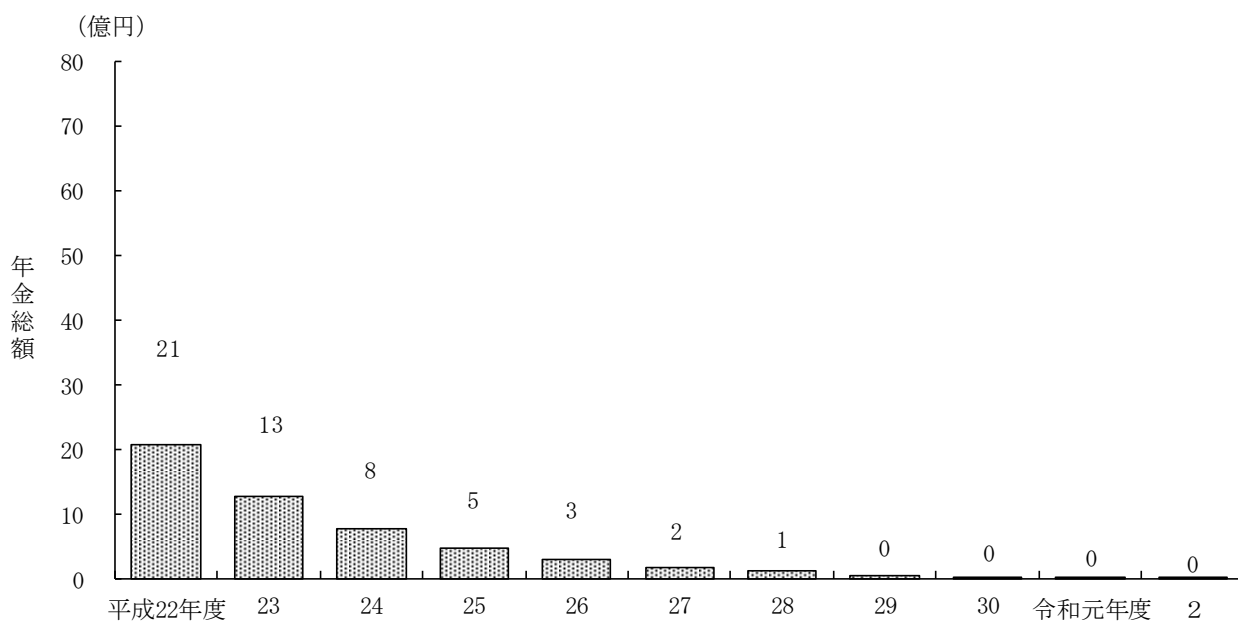


図29 老齢福祉年金受給者年金総額の推移（年度末現在）





## 6. 特別障害給付金

令和2年度末における特別障害給付金の支給を受けている特別障害者数は、障害等級1級が1,953人、2級が6,654人、合計8,607人となっている。このうち、学生の特別障害者数は、1級が962人、2級が4,188人、合計5,150人となっており、配偶者の特別障害者数は、1級が991人、2級が2,466人、合計3,457人となっている。

また、平成17年4月から令和3年3月末までの累積不支給決定件数は、1,446件となっている（表51）。

**表51 都道府県別 特別障害給付金支給決定状況（令和2年度末）**

都道府県	特別障害者数									不支給決定件数
	合計			学生			配偶者			
	合計	1級	2級	合計	1級	2級	合計	1級	2級	
全 国	8,607	1,953	6,654	5,150	962	4,188	3,457	991	2,466	1,446
北海道	506	113	393	239	28	211	267	85	182	79
青森県	83	43	40	46	18	28	37	25	12	20
岩手県	88	42	46	55	24	31	33	18	15	4
宮城県	147	30	117	97	17	80	50	13	37	22
秋田県	69	28	41	46	14	32	23	14	9	10
山形県	71	19	52	51	12	39	20	7	13	2
福島県	137	33	104	87	19	68	50	14	36	5
茨城県	182	47	135	114	22	92	68	25	43	33
栃木県	105	35	70	56	14	42	49	21	28	12
群馬県	128	64	64	83	41	42	45	23	22	22
埼玉県	361	58	303	202	30	172	159	28	131	66
千葉県	352	92	260	198	44	154	154	48	106	73
東京都	722	166	556	522	98	424	200	68	132	127
神奈川県	612	156	456	328	67	261	284	89	195	82
新潟県	131	27	104	80	13	67	51	14	37	10
富山県	80	8	72	55	6	49	25	2	23	14
石川県	88	10	78	58	3	55	30	7	23	7
福井県	55	6	49	44	5	39	11	1	10	8
山梨県	70	11	59	58	7	51	12	4	8	12
長野県	113	19	94	91	14	77	22	5	17	23
岐阜県	99	25	74	61	13	48	38	12	26	23
静岡県	210	43	167	132	22	110	78	21	57	34
愛知県	448	60	388	274	31	243	174	29	145	76
三重県	102	17	85	62	12	50	40	5	35	16
滋賀県	54	11	43	33	5	28	21	6	15	22
京都府	190	29	161	95	8	87	95	21	74	34
大阪府	613	151	462	280	62	218	333	89	244	58
兵庫県	350	77	273	180	34	146	170	43	127	90
奈良県	109	28	81	64	13	51	45	15	30	27
和歌山県	67	25	42	40	13	27	27	12	15	12
鳥取県	45	5	40	27	3	24	18	2	16	13
島根県	72	17	55	52	11	41	20	6	14	7
岡山県	208	52	156	125	26	99	83	26	57	23
広島県	293	55	238	198	35	163	95	20	75	67
山口県	156	59	97	105	35	70	51	24	27	40
徳島県	60	23	37	37	14	23	23	9	14	10
香川県	73	10	63	54	7	47	19	3	16	27
愛媛県	115	21	94	59	7	52	56	14	42	19
高知県	51	6	45	34	3	31	17	3	14	6
福岡県	439	65	374	278	33	245	161	32	129	95
佐賀県	58	14	44	40	8	32	18	6	12	11
長崎県	115	36	79	68	17	51	47	19	28	13
熊本県	145	35	110	90	19	71	55	16	39	11
大分県	124	20	104	61	7	54	63	13	50	30
宮崎県	91	27	64	44	8	36	47	19	28	11
鹿児島県	154	24	130	102	12	90	52	12	40	24
沖縄県	66	11	55	45	8	37	21	3	18	16

注. 「不支給決定件数」は、平成17年4月～令和3年3月末までの累計である。

## (参考資料)

## 都道府県別 老齢年金受給者数及び平均年金月額（令和2年度末）

（令和2年度末現在）

都道府県	厚生年金保険（第1号）		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	15,529,535	146,145	32,903,946	56,358
北海道	631,133	136,270	1,515,875	55,389
青森県	145,045	122,189	388,838	53,688
岩手県	171,967	126,274	386,405	57,187
宮城県	282,547	139,269	606,235	56,053
秋田県	150,985	122,695	341,768	55,587
山形県	172,413	124,286	345,905	57,195
福島県	272,539	129,892	549,338	56,423
茨城県	345,943	147,359	782,268	56,019
栃木県	247,091	143,000	527,520	56,170
群馬県	252,929	142,705	545,078	57,337
埼玉県	826,872	157,022	1,783,208	55,845
千葉県	711,832	160,817	1,579,991	56,190
東京都	1,246,441	159,393	2,773,663	55,263
神奈川県	1,006,358	166,270	2,111,746	56,286
新潟県	368,801	132,235	682,163	58,525
富山県	188,434	138,863	318,003	59,949
石川県	170,314	136,402	313,410	58,934
福井県	133,346	134,344	220,691	59,234
山梨県	101,463	138,669	235,853	55,854
長野県	330,177	138,563	620,587	58,954
岐阜県	269,270	144,728	567,467	58,207
静岡県	543,834	146,170	1,039,792	58,055
愛知県	866,419	155,471	1,763,919	56,969
三重県	247,960	146,410	499,504	58,413
滋賀県	184,844	149,266	353,684	58,146
京都府	307,243	147,632	673,755	55,312
大阪府	967,988	152,340	2,099,824	54,247
兵庫県	684,088	155,005	1,443,644	56,184
奈良県	164,346	158,796	391,806	55,881
和歌山県	113,255	141,774	287,453	54,642
鳥取県	92,140	127,306	166,589	58,498
島根県	117,992	127,742	215,262	59,169
岡山県	290,925	140,741	531,965	58,810
広島県	402,528	145,834	762,841	58,133
山口県	217,435	143,526	435,485	58,224
徳島県	110,187	127,990	222,471	55,769
香川県	151,308	138,568	285,150	58,938
愛媛県	189,857	134,836	413,639	56,755
高知県	102,151	127,009	224,395	55,038
福岡県	623,000	140,695	1,277,793	55,384
佐賀県	110,364	128,115	232,284	58,056
長崎県	172,391	132,258	401,651	55,474
熊本県	222,649	126,561	509,085	56,788
大宮	158,057	130,962	345,504	55,312
宮崎県	143,841	123,098	322,298	56,404
鹿児島県	205,601	127,047	477,337	56,693
沖縄県	100,803	124,197	292,059	52,206
その他	12,429	129,487	38,745	29,478

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

注2. 厚生年金保険（第1号）の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

注3. 国民年金については、旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

## 参考. 厚生年金保険（被用者年金一元化後）の状況（令和2年度末現在）

この統計は、平成27年10月の被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「共済組合等」という。）の情報を含めた統計である。

ただし、給付状況については、共済組合等で共済年金として受給権の発生した分の情報を含まない。

### (1) 適用状況

令和2年度末の厚生年金保険の適用事業所数は253万か所となっている。

被保険者数は4,514万人（男子2,755万人、女子1,759万人）、標準報酬月額額の平均は32万円（男子36万円、女子26万円）となっている（表52）。

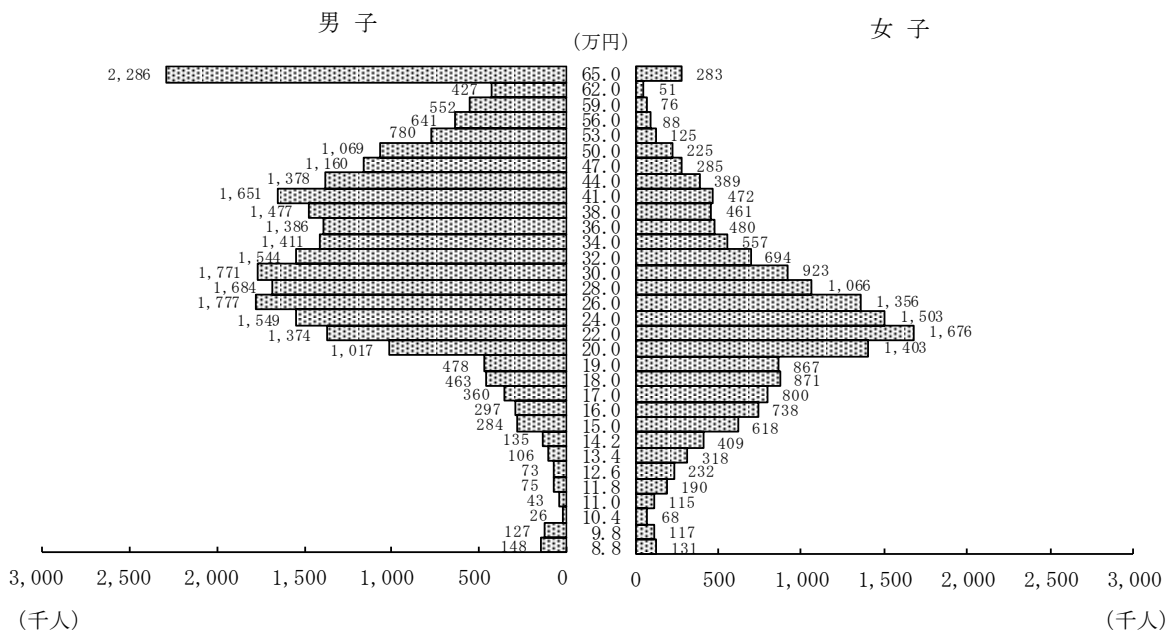
表52 制度別適用状況（令和2年度末）

	事業所数（千か所）	被保険者数(千人)	標準報酬月額額の平均(円)
厚生年金保険 計	2,525	45,136	322,254
男子	・	27,548	362,911
女子	・	17,588	258,571
国民年金	・	22,424	・
合計	・	67,560	・
総人口	・	125,855	・
うち20～59歳	・	61,755	・

- 注1. 事業所数について、第1号厚生年金被保険者の属する事業所は、一定の目的のもとに継続的に事業を行う場所であって、必ずしも同一区画の場所を指しているわけではなく、例えば本店と支店といった複数区画の事業所でも、一括して厚生年金保険が適用されている場合は、1事業所としている。また、第2号厚生年金被保険者の属する事業所は各共済組合支部数、第3号厚生年金被保険者の属する事業所は支部数等、第4号厚生年金被保険者の属する事業所は学校数を計上している。
2. 第1号厚生年金被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。
3. 厚生年金保険被保険者数は、第3号厚生年金被保険者における遡及訂正等の関係から、「2. 公的年金制度（総括）」の被保険者数とは一致しない。
4. 国民年金に計上している被保険者種別は、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）、国民年金第3号被保険者である。
5. 総人口は翌年度4月1日現在の総人口（確定値）（総務省統計局人口推計月報）である。

図30は標準報酬月額別被保険者数の分布をみたものである。男子では上限の第32級（65万円）が229万人と最も多くなっている一方、女子は第15級（22万円）が168万人と最も多くなっている。

図30 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数（令和2年度末）



- 注1. 第1号厚生年金被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。
2. 厚生年金保険被保険者数は、第3号厚生年金被保険者における遡及訂正等の関係から、「2. 公的年金制度（総括）」の被保険者数とは一致しない。

## (2) 受給（権）者数

### ① 受給者数

令和2年度末における厚生年金保険の受給者数は3,639万人となっている。

新法厚生年金保険の受給者の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,547万人、通算老齢年金が1,399万人、障害年金が45万人、遺族年金が536万人となっている（表53）。

**表53 厚生年金保険 受給者数（令和2年度末）**

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	15,936	43.8	263	0.7	6	0.0	15,471	42.5	196	0.5
通算老齢年金 ・25年未満	14,247	39.2	197	0.5	1	0.0	13,986	38.4	63	0.2
障 害 年 金	481	1.3	29	0.1	1	0.0	448	1.2	3	0.0
遺 族 年 金	5,704	15.7	268	0.7	10	0.0	5,356	14.7	70	0.2
通算遺族年金	18	0.0	17	0.0	0	0.0	・	・	0	0.0
合 計	36,386	100.0	774	2.1	18	0.0	35,262	96.9	333	0.9

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。

2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧NT T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。

4. 割合は、厚生年金保険の全受給者数に対するものである。

### ② 受給権者数

令和2年度末における厚生年金保険の受給権者数は3,828万人で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,652万人、通算老齢年金が1,500万人、障害年金が67万人、遺族給付が609万人となっている（表54）。

**表54 厚生年金保険 受給権者数の推移**

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計	老 齢 年 金	通算老齢年金 ・25年未満	障 害 年 金	遺 族 給 付
平成22年度	31,982	14,413	11,856	541	5,171
23	33,034	14,840	12,352	553	5,290
24	34,053	15,233	12,862	564	5,393
25	34,555	15,230	13,258	573	5,493
26	35,258	15,422	13,662	584	5,590
27	36,049	15,725	14,048	594	5,681
28	36,467	15,832	14,248	607	5,779
29	37,555	16,162	14,911	621	5,861
30	37,865	16,448	14,832	637	5,947
令和元年度	37,913	16,374	14,863	655	6,022
2	38,284	16,521	15,003	674	6,087

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。

2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

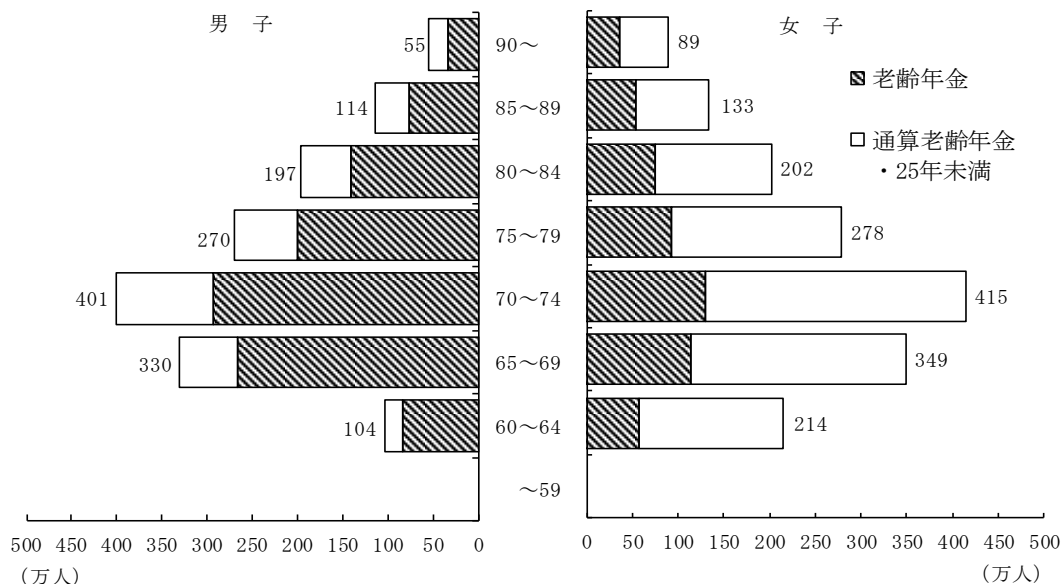
3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

4. 平成29年度以前において、遺族厚生年金が、主に国家公務員共済組合から支給される者については、母、祖父母、孫が含まれていない。

### ③ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

図 31 は、令和 2 年度末における厚生年金保険の老齢給付の受給権者 3,152 万人の年齢階級別分布を示したものである。男女共に 70～74 歳が最も多い（男子は 401 万人、女子は 415 万人）。

図31 厚生年金保険 老齢給付の年齢階級別受給権者数（令和 2 年度末）  
（歳）



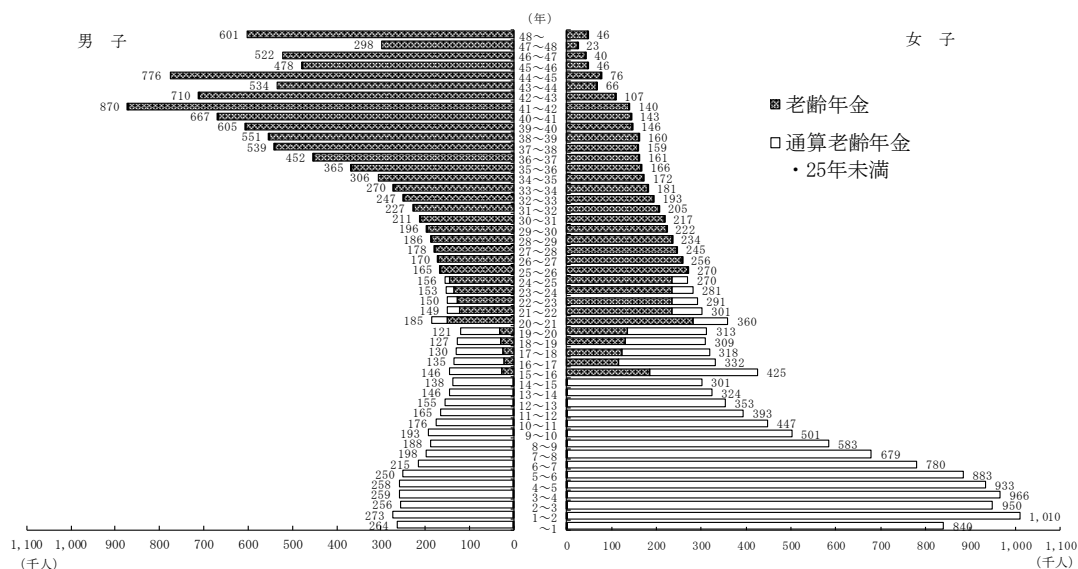
注. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成 27 年 10 月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

### ④ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

令和 2 年度末における厚生年金保険の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図 32 のとおりである。

男子では 41 年以上 42 年未満が最も多く（87 万人）、女子では 1 年以上 2 年未満が最も多く（101 万人）になっている。

図32 厚生年金保険 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（令和 2 年度末）



注 1. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成 27 年 10 月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

2. 被保険者期間には、年金分割によるみなし被保険者期間を含んでいる。

### (3) 年金額

#### ① 年金総額

令和2年度末における厚生年金保険の受給者の年金総額は27兆703億円となっている。

新法厚生年金保険の受給者の年金総額の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が17兆8,142億円、通算老齢年金が2兆4,189億円、障害年金が2,949億円、遺族年金が5兆3,220億円となっている(表55)。

**表 55 厚生年金保険 受給者年金総額 (令和2年度末)**

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	185,290	68.4	4,136	1.5	167	0.1	178,142	65.8	2,845	1.1
通算老齢年金 ・25年未満	25,073	9.3	742	0.3	3	0.0	24,189	8.9	140	0.1
障 害 年 金	3,338	1.2	346	0.1	20	0.0	2,949	1.1	23	0.0
遺 族 年 金	56,954	21.0	2,768	1.0	164	0.1	53,220	19.7	802	0.3
通算遺族年金	48	0.0	46	0.0	1	0.0	・	・	1	0.0
合 計	270,703	100.0	8,037	3.0	355	0.1	258,500	95.5	3,811	1.4

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。

2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

3. 平成27年9月以前に受給権の発生した、昭和16年4月2日以降生まれの特別支給の老齢厚生年金受給者のうち、老齢基礎年金を全額繰り上げた者については、その者の当該年金の年金総額に定額部分の停止額を含まない。

4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該年金の年金総額を計上している。

5. 割合は、厚生年金保険の受給者の年金総額全体に対するものである。

## ② 平均年金月額

令和2年度末における厚生年金保険の老齢給付の受給者平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が15万円、通算老齢年金が6万2千円となっている（表56）。

表56 厚生年金保険 受給者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

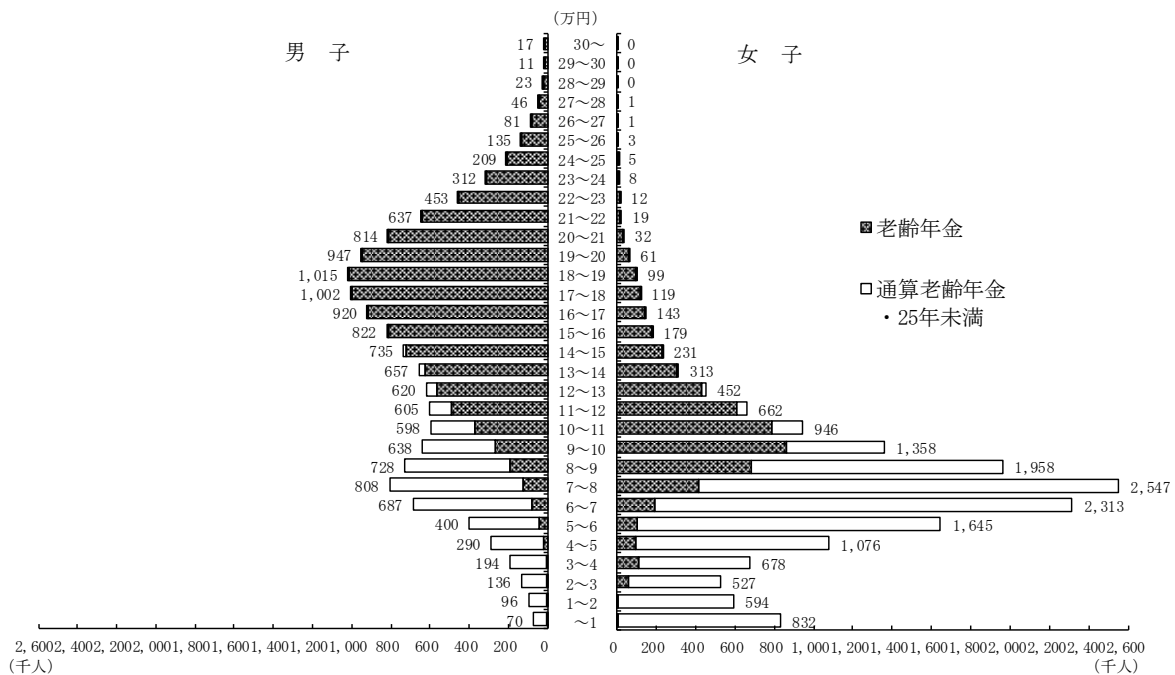
	老齢年金	（再掲）		通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
平成28年度	149,053	156,630	76,873	59,675	102,485	84,978
29	148,970	155,951	79,701	59,409	103,086	84,712
30	148,771	155,927	81,833	60,449	103,201	84,485
令和元年度	149,792	155,691	82,062	61,337	103,232	84,314
2	150,352	155,766	82,086	62,011	103,085	84,234

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。
2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
3. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
4. 「遺族年金」には、通算遺族年金を含まない。
5. 平成29年度以前において、遺族厚生年金が、主に国家公務員共済組合から支給される者については、母、祖父母、孫が含まれていない。
6. 平均年金月額には基礎年金月額を含む。

## ③ 年金月額階級別受給権者数

令和2年度末における厚生年金保険の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみたものが図33である。男子は、通算老齢年金を中心に7～8万円をピークとする山と、老齢年金の18～19万円をピークとする山に分かれているが、女子では7～8万円がピークとなっている。

図33 厚生年金保険 老齢給付の年金月額階級別受給権者数（令和2年度末）



- 注1. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

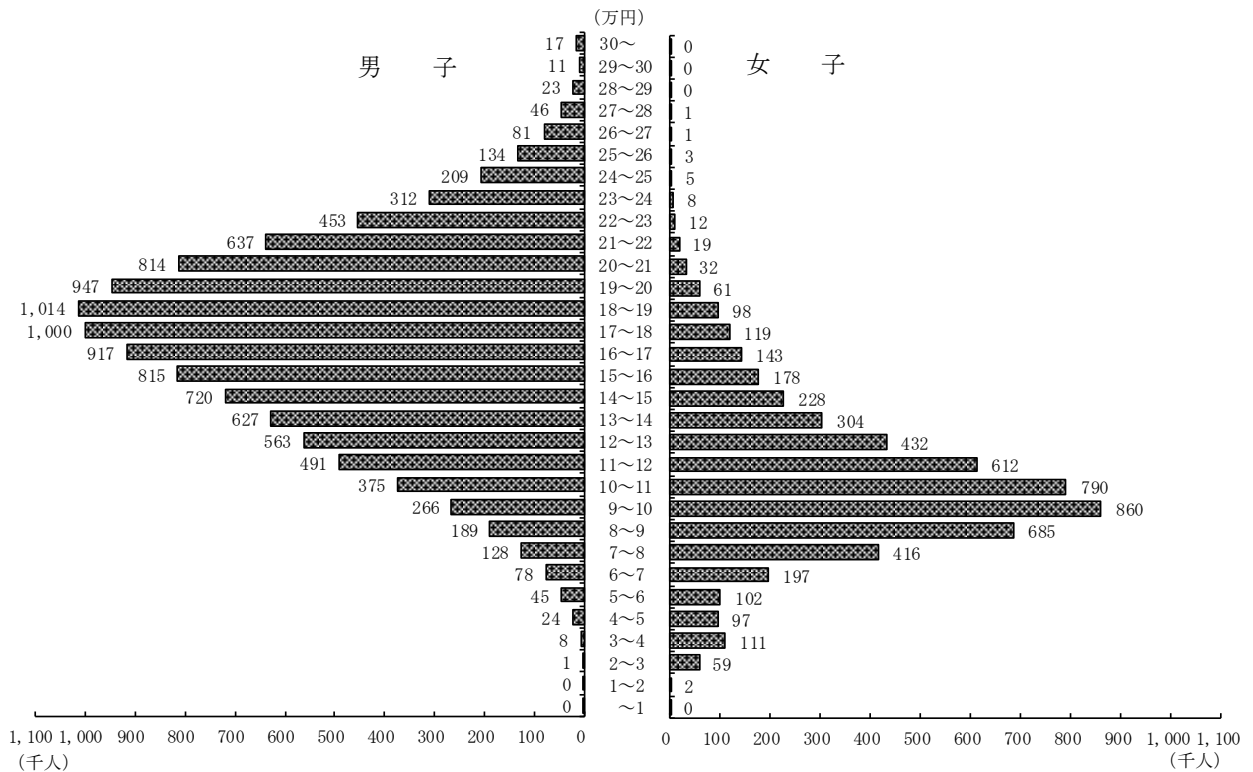
令和2年度末における厚生年金保険の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表57、図34である。男子は、15～20万円が男子全体の42.9%と半数近くを占めており、より詳細にみると18～19万円をピークとする山型となっている。女子は、5～10万円が40.5%、10～15万円が42.5%とそれぞれ半数近くを占めており、より詳細にみると9～10万円をピークとする山型となっている。男子に比べ女子の分布は低い方に偏っている。

表57 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和2年度末）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	16,521	100.0	10,947	100.0	5,573	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	303	1.8	33	0.3	269	4.8
5 ～ 10	2,966	18.0	707	6.5	2,259	40.5
10 ～ 15	5,143	31.1	2,777	25.4	2,366	42.5
15 ～ 20	5,291	32.0	4,693	42.9	598	10.7
20 ～ 25	2,500	15.1	2,425	22.2	75	1.4
25 ～ 30	301	1.8	296	2.7	5	0.1
30 ～	17	0.1	17	0.2	0	0.0
平均年金月額（円）	148,594		169,408		107,711	

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。  
 2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

図34 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和2年度末）



注. 年金月額には、基礎年金月額を含む。



#### ④ 離婚等に伴う年金分割の状況

表 58 は厚生年金保険における離婚等に伴う保険料納付記録の分割件数の推移を示したものである。令和 2 年度に分割された件数は 3 万 3 千件で、前年度と比べ 1 百件減少している。分割件数のうち、3 号分割のみの件数は 9 千 9 百件で、前年度と比べ 1 千件増加している。

**表58 厚生年金保険 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移**

	総 数 (件)	【参考】	
		離婚分割	3号分割のみ
平成28年度	30,247	24,999	5,248
29	29,693	23,539	6,154
30	32,991	25,216	7,775
令和元年度	33,552	24,820	8,732
2	33,418	23,499	9,919

- 注 1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。  
 2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。  
 3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。  
 4. 離婚件数は、「人口動態統計速報」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）による年度累計である。

#### <離婚分割に係る状況>

図 35 は令和 2 年度における離婚分割者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（第 1 号改定者）、納付記録の分割を受けた者（第 2 号改定者）ともに 45～49 歳の割合が最も高くなっている。

**図35 厚生年金保険 離婚分割者の年齢構成（令和2年度）**

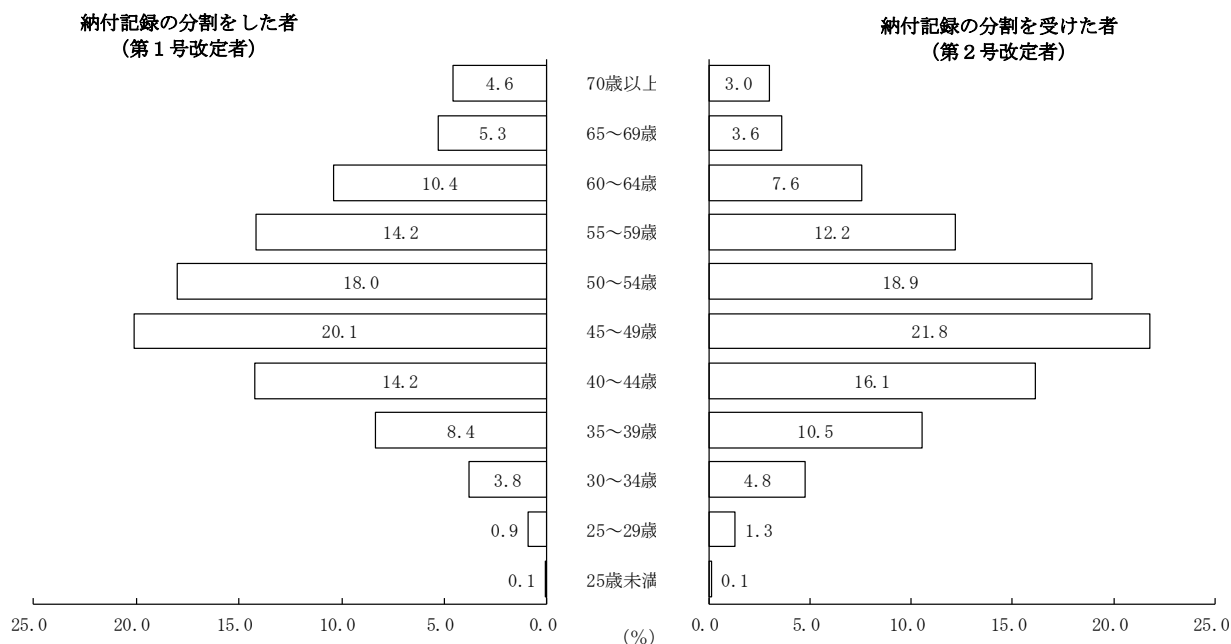


表 59 は離婚分割の分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。令和 2 年度では 20～25 年の割合が 19.9%と最も高くなっている。

**表59 厚生年金保険 離婚分割 分割対象期間別件数割合の推移**

(単位：%)

	分割対象期間								
	以上 未満	5年 ～5年	10年 ～10年	15年 ～15年	20年 ～20年	25年 ～25年	30年 ～30年	35年 ～35年	40年～
平成28年度	3.2	10.0	17.8	19.3	17.6	13.2	8.5	4.8	5.5
29	3.1	9.1	16.7	19.3	18.0	14.4	9.1	5.0	5.3
30	3.4	8.3	16.1	19.7	18.8	14.6	8.9	4.9	5.3
令和元年度	3.4	8.3	14.6	18.3	19.4	16.0	16.0	5.5	5.5
2	3.6	8.5	13.9	18.9	19.9	16.1	16.1	5.1	4.9

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表 60 は離婚分割の按分割合別件数割合の推移を示したものである。按分割合 50%の件数割合が 94.5%とほとんどを占めている。

**表60 厚生年金保険 離婚分割 按分割合別件数割合の推移**

(単位：%)

	按分割合					
	以上 未満	10% ～10%	20% ～20%	30% ～30%	40% ～40%	50%
平成28年度	0.2	0.4	0.8	1.9	2.7	94.1
29	0.2	0.4	0.8	1.8	2.4	94.4
30	0.4	0.5	0.9	1.9	2.2	94.2
令和元年度	0.3	0.7	1.0	1.9	1.8	94.3
2	0.4	0.5	1.0	1.7	2.0	94.5

注. 3号分割に係る期間を含まない。